

民事法学研究連絡委員会報告

— 21世紀に向けた法学部教育および民事法学教育の動向 —

(アンケート調査結果の報告)

平成 9 年 7 月 15 日

日本学術会議

民事法学研究連絡委員会

この報告書は、第 16 期日本学術会議民事法学研究連絡委員会の審議結果をまとめたものである。

## 民事法学研究連絡委員会

### 委員長

\*林 屋 礼 二 (日本学術会議第 2 部会員、東北大学名誉教授)

### 幹事

\*水 野 紀 子 (名古屋大学法学部教授)

\*山 下 友 信 (東京大学法学部教授)

内 田 勝 一 (日本学術会議第 2 部会員、早稲田大学法学部教授)

\*菱 田 政 宏 (日本学術会議第 2 部会員、関西大学法学部教授)

\*前 田 庸 (日本学術会議第 2 部会員、学習院大学法学部教授)

伊 藤 眞 (東京大学法学部教授)

\*江 口 順 一 (大阪大学法学部教授)

\*岡 孝 (法政大学法学部教授)

小賀野 晶 一 (秋田大学教育学部助教授)

落 合 誠 一 (東京大学法学部教授)

渋谷 達 紀 (東京都立大学法学部教授)

吉 田 大 輔 (横浜国立大学国際経済法研究科助教授)

吉 野 正三郎 (東海大学法学部教授)

\*印は、報告書執筆委員を示す。

# 目 次

◇はじめに-----	1
第Ⅰ部 法学部教育の現状と21世紀への展望について	
1 コース制——質問(1) -----	2
2 導入的科目・演習と法学など——質問(2)(3)(4) -----	4
3 法学部の教育方針と最近のカリキュラム改革	
(イ) 学生が理解しやすい教育と法学部の教育方針——質問(5) -----	7
(ロ) 学生による講義の評価——質問(6) -----	8
(ハ) 最近のカリキュラム改革——質問(7) -----	8
4 法学部教育と法曹育成のための教育——質問(8)	
(イ) 法曹育成のための教育-----	10
(ロ) 司法試験予備校の問題-----	10
5 国際化への対応	
(イ) 留学生教育——質問(9) -----	11
(ロ) 国際化と日本人学生——質問(10) -----	13
6 情報化への対応	
(イ) 情報化社会への法学教育——質問(11) -----	14
(ロ) OA機器による教育——質問(12) -----	15
7 総合的見地からみた教育——質問(13) -----	17
8 一般の社会人教育——質問(15) -----	18
9 研究者養成以外の目的の大学院教育——質問(14) -----	20
10 21世紀の法学部教育のあり方——質問(16) -----	23
第Ⅱ部 民事法学の教育の現状と21世紀への展望について	
[1] 民法の教育	
1 民法全体についての入門的講義——質問(1) -----	25
2 民法の講義の状況——質問(2) -----	26
3 科目構成の理由と改革の必要性——質問(3)(6) -----	27
4 民法の教育方法の工夫——質問(4)(10) -----	27
5 先端的科目と教育方法——質問(7)(8) -----	28
6 特色ある民法の教育——質問(9) -----	28
7 講義の担当者——質問(5) -----	29

8	私法全体の教育のあり方——質問(11)	30
[2] 商法の教育		
1	商法全体についての入門的講義——質問(1)	32
2	商法の講義の状況——質問(2)	32
3	科目構成の理由と改革の必要性——質問(3)(6)	34
4	商法の教育方法の工夫——質問(4)(10)	35
5	先端的科目と教育方法——質問(7)(8)	35
6	特色ある商法の教育——質問(9)	36
7	講義の担当者——質問(5)	37
8	私法全体の教育のあり方——質問(11)	37
[3] 民事手続法の教育		
1	民事手続法の講義の状況——質問(2)(3)(6)(10)	39
2	民事手続法全体についての入門的講義——質問(1)	40
3	民事手続法の教育方法の工夫——質問(4)	41
4	先端的科目と教育方法——質問(7)(8)	42
5	講義の担当者——質問(5)	43
6	特色ある民事手続法の教育——質問(9)1	44
7	実体法と手続法の教育——質問(9)2、(11)	45
◇おわりに		47
◇巻末 アンケート調査用紙発送先およびアンケート調査票		

## 2 1 世紀に向けた法学部教育および民事法学教育の動向

### ◇はじめに

今日の大学における法学部教育は、多面的問題を抱えている。科学技術の進歩により伝統的な法律学が予想していなかったような先端的な問題が生じているとともに、国際的な、また学際的な面での教育の必要も高まってきている。さらに、法学部教育のあり方についても、近年抜本的な見直しが行われる機運がみられる。とくに、大学が大衆化したという視点から、戦前の大学教育とは異なって、学生に理解しやすい講義を提供する必要があるという認識によって、また、4年一貫教育の導入によって、基礎的な教育のあり方が再検討され、各大学で実験的な試みが行われるようになってきている。それと並んで、法学部教育と法曹教育の関係なども問題となっている。そして、こうした傾向は、民事法学の教育のうえにも、大きな影響を与えている。

そこで、日本学術会議民事法学研究連絡委員会は、以上のような状況の下で21世紀を迎える各大学法学部における民事法学の教育の動向について調査することを、第16期の課題とし、そのために、1996年から1997年にかけて、全国の大学の法学部に「21世紀に向けた法学部教育および民事法学の教育」に関するアンケート調査を実施した。この調査では、上記のような理解にもとづいて、まず、第I部で、総論的に、「21世紀に向けた法学部教育のあり方」との関係で、各大学法学部における法学教育の現状と今後の展望を問い、その後、第II部で、各論的に、「21世紀に向けた民事法学の教育のあり方」として、民事法学の各分野——民法・商法・民事訴訟法・無体財産法——の教育の現状と今後の展望を尋ねた。

調査対象としたのは、法学部をもつ大学88校であり、そのうち60校から回答が寄せられた。その内訳は、国立大学13校、公立大学3校、私立大学44校である。われわれとしては、各大学の教育現場で行われている実践とその成果を集めることとによって、法学教育の現状と今後の改革の方向を明らかにするとともに、それらの各大学における知恵の成果を、法学部をもつ大学の共有財産とすることを意図しているので、このアンケート調査の結果を以下にとりまとめて報告する次第である。なお、以下では、大学名は巻末の〔アンケート用紙発送先〕の表における各大学の番号で表示してあるが、アンケートに答えられた方の個人的意見の場合や、大学名を示すことが適当でないと考えられる場合には、大学名を省いてある。

平成9年7月

日本学術会議 民事法学研究連絡委員会

## 第 I 部 法学部教育の現状と 21 世紀への展望について

### 1 コース制——質問 (1)

(イ) コース制を設けているかについては、設けているとするもの(最近は始めるものを含む)が、60 大学中、32 である。なお、コース制はとらないが、学科制をとるもの (3 大学) は、実質上コース制をとっているものとかかわらないと思われる。したがって、これを加えると 35 となる (学科制、コース制または学科制且つコース制をとる大学は 35 となる)。

(ロ) コース制採用の目的としては、① 体系的・系統的・機能的学習をめざすため、② 将来の進路・職業選択との関連を考慮し、学習目的の明確化のため、③ 学生の志向・関心にこたえ、勉学に明確な目標をもたせる学習意欲の増進をはかるため、などとするものが多い。このようにして、いろいろな目的からコース制が採用されており、コースの名称 (内容ないし対象) は、実に多様であるので、以下にそれらを列記しておく (その際、コースという言葉は略してある。また、たとえば 1、2… という名称はその内容ないし対象をも表示した。近く変更予定のものは新しいもので表示した)。なお、学科制のみをとる大学も併記した。

#### 大学名

1. 実定法履修 I (公法)、実定法履修 II (私法)、政治学履修
3. 私法、公法、政治
6. 法律事務、国際法務、総合現代法
7. 司法、法務、公共政策、国際関係、法と社会、政治と社会
9. 法律、政治・行政学、国際関係法
10. 司法、行政、政治、産業、国際
13. 法律、企業法務、公共政策
15. [法学科] ; [公共政策学科]
17. 法学、政治・行政学、国際関係法
24. 国際、一般
26. 市民社会法、公共社会法、国際関係法、政策科学
27. I (公法)、II (私法)、III (国際関係)
31. 第 I 類、第 II 類、第 III 類 - (法曹、公務員、企業等将来の職業との関連)
33. 法律総合、企業法、国際関係、政治総合
39. 1 (法曹)、2 (法務キャリア)、3 (公共政策)、4 (政治・国際関係)
41. 司法、行政、企業法務、国際関係法
42. [政治学科] 政治社会、公共行政、国際関係 ; [法律学科] ; [国際企業関係法学

科]

- 4 4. 法職、経営法、国際
- 4 5. [法律学科] 総合、法職；[経営法学科] 経営法学、国際企業
- 4 8. 総合法律、法職、国際法文化
- 5 3. 法律職、企業・経営法、行政・政治
- 5 7. [法学科]；[行政学科]
- 5 9. 司法、企業法、行政
- 6 1. 司法、行政、企業、国際、政治
- 6 6. 1（司法職専修）、2（公務員職専修）、3（企業関係法専修）、4（国際ビジネス法専修）、5（政治学専修）
- 6 9. 司法、法政文化、ガバメント、ビジネスロー、政治総合、行政・政策、国際・地域、そのほか他学部との共通コースとして国際関係、英語、スポーツサイエンス
- 7 2. [法律学科] 基本、現代、国際；[政治学科] 基本、行政
- 7 3. [法律学科] 法律、行政・政治；[経営法学科] 企業法務、国際経営法
- 7 4. 司法・行政、民・商事、政治・国際
- 7 6. [法学科]；[経営法学科]
- 7 7. [法律学科] 法律学、企業法；[国際関係法学科]
- 7 9. 法律、企業行政政策
- 8 0. 法律学、経営法学、国際関係法
- 8 2. 市民法、社会法（情報・環境法）、企業法
- 8 6. 法律、行政

(ハ) コース制をとらない大学では、「学部段階では幅広い選択ないし学生の自由選択を認める方がよい」(2, 5, 25)との理由が多いと考えられるが、コース制をとらないけれども、(a) ゆるやかなコース制として、コアカリキュラム制を採用しているもの(5)や、(b) カリキュラム上「系列制」をとり、民法系列・憲法行政法系列というように系列を設定し、各系列で最低必要単位を定め、それ以上は比重をかけた系列を沢山取ればよいという制度によって、各人の自由な裁量で、比重をかける分野を設定できるようにしているもの(32)、(c) 学生の進路志望に応じて履修科目を選択できるようにするための指針として「科目履修ガイドライン」を設けているもの(40では、その進路分類は、法職関係、行政職関係、企業・経営関係、政治・国際関係である)、(d) 卒業後の進路に対応するための履修モデルを示しているもの(62では、3つの履修モデルを実施している。また、57では、法学科：法曹型、行政型、企業型、国際型；行政学科：行政政策型、地域共生型、企画調査型、市民政治型、国際・共創型について履修モデルを示している)、(e) モデル・コース（何れかのコースを選択するというのではない）として示しているもの(60では司法、行政、国際、企業、基礎・政治のモデル・コースを呈示し、学生に将来の進路

方向との関係、いかなる講義を選択するのが得策かについて指針を与えている)、などがある。

## 2 導入的科目・演習と法学など——質問 (2) (3) (4)

(a)個別の法領域についての専門的講義に入る前の、準備的・包括的、基礎理解的な科目を設けているか、(b)また、(a)と同じような準備的な目的からの演習を設けているか、そして、(c)「法学」「法学概論」「法学入門」といった科目を設けているかについても、その回答は多様であるので、その設置状況を次表で示すこととした。その際、(b)については名称と内容の関連が多様であるので、設置しているのかどうかのみの表示とした(表中の「設」は設置している意である)。

これを見ると、かなりの大学で専門的講義に入る前の導入的科目や演習を設けるとともに、「法学」「法学概論」「法学入門」などの科目を設けて法全体についての理解を学生に与えるように努めていることがわかる。とくに、従来、演習は3、4年次向けのものとして設けられていたが、いまや、大半の大学が1、2年次向けの演習も開講しており、これらによって専門的講義へのアクセスを容易にしようところみる大学の努力の様子がうかがわれる。

その演習の名称は、ほとんどの大学で「基礎演習」ないし「法学基礎演習」とされ、10～20名程度の学生が参加する。

「演習の内容は、各担当者に委ねられている」(25、72、74)のが通常で、「自分が得意とする領域を通じて、法律や政治の専門科目への関心を起こさせることを目的とする」

(11)。したがって、「広く社会科学の基礎文献を読む」(39)とか、「読書入門、討論入門」(1)のような演習もあるが、「現代社会で生起する種々の事象をとらえて、法律学的アプローチを試み、ディスカッションを通じて、法的なもの見方、考え方の基礎を身につけるとともに、六法の引き方、判例の読み方、文献の調べ方といったきわめて基本的なことを修得させる」(62)形の演習も多い。

(a)と(c)の相違ないし関係については、必ずしも一樣の理解をされているとはいえないが、双方を併せ見ること、大体のことは理解できよう。

大学名	導入的科目	法学など	導入的演習
1	/	「私法入門」「公法入門」「政治学入門」	設
2	「現代政治論」「裁判法」「日本近代法史」	/	設
3	「法Ⅱ」	「法Ⅰ」	設
4	「現代社会と法」A～E	「公法概論」	設

	「現代国際社会と法」 「現代国際社会と政治」	「民事法概論」 「刑事法基礎論」	
5	「リーガル・システム」 A、B	「法学」	/
6	/	「法学概論」 「政治学概論」	設
7	「近代国家 法の展開」 「実定法入門」 「司法制度論」 「国際関係の法と政治」	/	設
9	/	「憲法概論」 「民法概論」 「刑法概論」 「国際関係法概論」 「基礎法学概論」 「政治学概論」	設
10	「司法制度論」 「消費者法」	/	設
11	「憲法Ⅰ」 「行政法Ⅰ」 「刑法ⅠA」 「私法入門」	/	設
12	「基礎社会学」	「法学入門」 「政治学入門」	/
13	/	「法学基礎」Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ	設
15	「基礎購読」 「実定法入門」 「公共政策入門」	「地域概論」 「企業法概論」	設
16	「基本文献講読」	/	設
17	「環境と法・行政」 「法学特講」 「都市行政論」 「政治と人間」	/	設
18	「市民と法」 「国家と法」 「現代社会と法」 「世界の法と政治」	「法律入門」	設
20	/	/	設
22	「法過程入門」 「実定法概論」 「法的思考入門」	/	設
24	「裁判法」	「法学入門」	/
25	「法学情報処理（理論）」 「裁判法」	「法学」	設
26	「法律学原論Ⅰ（公法）」 「法律学原論Ⅱ（私法）」	/	設
27	/	「法学入門」	設
30	/	/	設
31	「市民と法」 「現代社会と法」 「国家と法」	/	設
32	「法学情報処理」 「法制史基礎」	「法学」	設

33	「民事法基礎講義」「刑事法基礎講義」	「法と法学」	設
35	「法と社会生活」「法と権利」「法と国際」	「法学・憲法」「法学概論」	設
38	「裁判法」「政治学原論」	「法学」	設
39	/	「基礎法学」	設
40	/	「法学」	/
41	「政治学A, B」「現代社会と法」	「法学A, B」	設
42	「法曹論」「比較法文化論」	「法学」	設
43	/	「法学」	/
44	「日本法入門」「国際関係法概論」「法学方法論」「比較法入門」	/	設
45	「特殊講義」「比較政治文化論」	「法学」	設
48	/	「法学」	設
49	「基礎法入門」「民法入門」「刑法入門」	/	設
53	「民法序説」「刑法序説」「裁判法Ⅰ」	「法学」	設
57	「政治行政入門」(行政学科)	「法学」	設
59	「公法入門」「私法入門」	/	設
60	「私法入門」「刑事法入門」	「法学」	設
61	/	「法学」	/
62	「法学入門Ⅰ」「法学入門Ⅱ」「企業と法」「裁判と法」	/	設
63	「私法概説」	「法学」	設
65	-	-	設
66	「財産法概論」	「法学概論」「政治学概論」	設
67	「法と社会—その歴史と理論—」「現代裁判制度入門」「国際法入門」「現代法入門」「刑事法入門」「民法入門」	/	/
69	「刑事法入門」「行政法入門」	/	設

	「民法入門」「現代日本の政治」「現代日本の行政」「現代日本の地方自治」「日本とアジア」「現代世界の政治」「現代世界の地域紛争」「現代世界の民族と国家」「政治情報処理実習」		
72	「公法入門」「私法入門」「刑事法入門」	「法学入門」	設
73	「日本社会システム論」	/	設
74	「法学・政治学基礎講義」	「法学概論」	設
75	「憲法と政治」「刑事法概論」「私法概論」「専門基礎特論(現代の人権)」「政治学入門」	「法と社会」	設
76	/	「法学」「法律学概論」	設
77	「憲法と社会」「刑法と社会」「民法と社会」「商法と社会」「日本社会と政治」「法と生命倫理」	/	設
79	「民事裁判入門」「刑事裁判入門」	/	設
80	「法律学概論Ⅰ」「法律学概論Ⅱ」「世界現代史」「政治学概論Ⅰ」「政治学概論Ⅱ」	/	設
82	/	「法学Ⅰ」「法学Ⅱ」	設
84	「法学概論A」「経営法学概論A」「法学概論B」「経営法学概論B」	/	設
86	/	/	設

### 3 法学部の教育方針と最近のカリキュラム改革

#### (イ) 学生が理解しやすい教育と法学部の教育方針——質問(5)

大学の大量化から、できるだけ学生が理解しやすい形で教育をする必要があるとする考えがありますが、基本的にこうした教育方針をとるかという間に、明確にN○との回答があったところ(9)では、現在および21世紀に向けての法学部教育をめぐる基本方針については、「現在は、低学年からの法学・政治学一貫教育を行っていますが、今後は大学院

重点化を図り、国際化と各種の社会的ニーズに応える高度かつ専門的な教育は大学院で行い、学部は基礎ないし準備的段階の教育を担うと思われます。」(9)とされていた。

また、Noと思われるもの(1に記載なく2に記載あるもの)が3大学(3, 32, 40)あり、(ただし、そのように理解してよいかは問題ではあるが、後述のとおり、Yes、Noの記載と1、2の記載が必ずしも連関していないので)、これらの学部における現在および21世紀に向けての法学部教育をめぐる基本方針は、「21世紀に向けて特別の方針があるわけではないが、多様な法、制度、ルールの学習を通じて、ますます高度複雑化する社会生活を広い視野にたって適切に分析考察する観点を養い、総合的な判断能力を修得させること」(3)、「学生各人の自由意志を尊重し、各人の希望する幅広い進路に合わせた履修を可能にすることを基本的な姿勢とする」(32)、「本学の人間教育の理念に基づいて、従来の基幹科目を軽視することなく、21世紀の情報化・国際化に対応するためのカリキュラムを編成すること、および実際の授業を、その点検・評価を通して、改善することを21世紀に向けての基本方針としている。」(40)とされていた。なお、「明確にYesともNoとも言えない」とするもの(22)もあった。

上記5大学以外は、Yesと記載されているもの25、Yes・Noの記載はないが1にのみ記載あるもの15、Yes・Noの記載はないが1および2双方に記載があるもの11、2に記載があるがYesは当然とするもの1、本項に全く記載のないもの3、であった。

したがって、戦後の大学の大衆化との関係で、——戦前の大学教育とは異なって——「法学部教育のあり方」としても、できるだけ学生が理解しやすい形で教育をする必要があると、最近では、かなりの大学が考えていることがわかる。

#### (ロ) 学生による講義の評価——質問(6)

学生が理解しやすい形の教育を行うために、学生による講義の評価ないしアンケート調査を行っているかの間に対しては、(a)学部として一般的に行っているものが、11大学、(b)担当者が希望するものについてのみ行うとするものが、3大学、(c)学部としてかつて一般的に行ったことがある(恒常的な制度としてではない)とするもの、3大学である。そのほか、(d)各担当者の判断によって自主的に実施されているとするもの、9大学、(e)学生団体がやっているとするものが、5大学あった。

#### (ハ) 最近のカリキュラム改革——質問(7)

(a) 最近、カリキュラムの改革を行ったかの間に対しては、行ったとするものが大多数であった。Noとの回答のあったものでは、1998年度の改正ないし実施に向けて検討中ないし検討するとするものが2あり、その際の改革の目的については、「伝統的な法学部カリキュラムからの脱皮を考えている」(20)、「ゼミの充実——すべての学年でゼミをとれるようにする(1年必修、あと選択)、開講科目の手直し・補充、コース制の見直し、学生のニーズに応ずることを重視している。」(82)としている。また、現在検討

中とするものが2(83,84),基本的には現在のものがうまくいっているので、その部分的な見直し程度だが、長期的なカリキュラム検討作業は進行中、とするものが1(32)あった。上記のほか、本項について全く記載のないものが1校(30)あった。

- (b) 最近カリキュラム改革が行われた場合に、その意図がどのようなものであったかについては、4年一貫教育、専門科目の早期実施、コース制などをあげた大学が多い。この際には、大学設置基準の大綱化から、直接にないし間接に(それ以前からカリキュラム改革が検討されていた大学の場合)影響を受けている(2, 7, 9, 13, 15, 16, 18, 22, 24, 25, 26, 35, 39, 40, 41, 45, 48, 53, 60, 62, 65, 69, 74, 75, 79, 80など)。そして、この改革では、効率的な法学教育の見地から、導入講義や導入演習が開設された場合もあるとともに、学生のニーズの多様化に応え、また、学生の自主性と自由を尊重する見地から、先端科目の設置、必修科目の廃止や選択科目への移行、卒業所要単位数の縮小なども行われている(40, 44, 49, 57, 69, 80など)。なお、こうしたカリキュラム改革における効果的法学教育の実施や教育水準の向上が、受験生減少の中での高品質の教育商品を提供するためのものとの説明もみられる(42)。

以上のようなカリキュラム改革の成果については、肯定する回答もあるが、こうした改革がごく最近行われたこととの関係で、評価は時期尚早とする回答が圧倒的である(しかし、「多くの学生が安易な科目選択を行い、問題が残っている」との指摘もみられる(65))。

- (c) 21世紀に向けた今後のカリキュラム改革の計画については、実務的教育科目の導入(7)、専門科目と一般科目の有機的連携(26)、Semester制への移行に伴う改革(40, 44)、生涯教育を提供するための改革(73)、今後一層のカリキュラムの見直しと改革(41, 48, 61)があげられるほか、以下のような回答もある。

- ①「カリキュラム改革に伴う専門教育の早期化のため、また、学生の就職活動等から、4年次教育が空疎化しつつあり、これに手を加える必要がある」(1)。
- ②「今後は大学院重点化を図り、国際化と各種の社会的ニーズに応える高度かつ専門的な教育は大学院で行い、学部は基礎ないし準備的段階の教育を担うと思われる」ので、大学院重点化計画が進むことになる(9)。すると、「大学院改革での学部教育内容の見直しと、それらの有機的な関連づけが、今後の検討課題である」(4, 同旨10)。なお、法学部教育と法曹教育の関係として、特別の法曹育成の教育コースを考えるとときには、「大学院の改革と連動させた実質6年制の部分的導入」(42)も問題になる。
- ③「第2部を昼間部流れを排して本来あるべき姿に戻す方向での改革」(11)が必要とされ、「第2部の法学部教育については、学生が激減していることもあり、早急に考え直さなければならない」(73)問題がある。

#### 4 法学部教育と法曹育成のための教育——質問（8）

##### （イ）法曹育成のための教育

法学部教育と法曹育成のための教育との関連については、（a）法曹育成のための教育を重視して何らかの措置ないし配慮をしているとするものが、42大学ある。これに対し、

（b）法曹育成のための教育ということをとくに重視していないとするものは、17大学である。なお、本項について全く記載のないものが1大学(30)である。

法曹育成のための教育を重視しての措置ないし配慮としては、つぎの1あるいは2以上の方法がとられている。

- ① コース制の下で法曹養成を考えてのコースを設けたり、特定のコースでそれを意図したカリキュラムを設置している（1, 6, 7, 13, 26, 33, 39, 41, 44, 45, 48, 53, 69, 72, 73, 79, 80, 86）。
- ② 法曹養成をねらいとする、ないし法曹希望者のための科目を設けている（5, 42, 67, 76）。
- ③ 講義・演習を受講者にも十分配慮した内容としている（1, 3, 40, 42）。
- ④ 履修モデルを採用したり、科目履修ガイドラインの中に法職関係科目を明示している（40, 57, 62）。
- ⑤ 法職課程を設置している（38）。
- ⑥ 法職講座などの課外講座を設置している（31, 33, 39, 44, 45, 48, 53, 59, 60, 61, 63, 66, 69, 74, 75, 80, 82, 83）。
- ⑦ 研究所（法学研究所・司法研究所・法制研究所など）で指導を行っている（35, 41, 43, 48）。
- ⑧ 司法試験研修所・司法研究室・国家試験研究室・試験研究部会・法職教室・勉強会などを設け、試験のための指導を行っている（12, 40, 57, 73, 84, 86）。
- ⑨ 試験答案練習会や法律相談活動への参加を推奨ないし支援している（17）。
- ⑩ 勉強室を設置している（63）。

##### （ロ）司法試験予備校の問題

司法試験受験希望者が予備校通いをしていることについては、多様な回答があったが、大別すれば、つぎのとおりである（2以上にわたる意見は、それぞれに累計）。

- （a）予備校通いはなくするようすべきである。法学・政治学のエスプリが疎かになり、あまりにも技術的なものとして法学を把えてしまい、じっくり深く考える姿勢が失われ、思考がワンパターンとなる。思考力が十分でない学生が基礎力を軽視して丸暗記型の勉強をしている場合が少なくない。

予備校が教える受験技術のみでは、たとえ司法試験に合格したとしても、その基礎的な能力には問題が多い。

受験のための技術的なことに集約されるような教育で将来の法曹が育成され、法曹養

成の中核部分が大学（法学部）から離れることは問題で、日本の司法の将来に暗い危惧がある。また長期間の学生の経済的負担も好ましくない。（合計8大学）

(b) 本来は法曹教育は法学部教育の中で行われるべきで、法学部として、下位年次にも実定法の講義をふやすとか、大学で特別コースを考えると、正規のカリキュラムと連動した課外講座を設けるとか、大学の授業内容を改善するとか、大学での講義・ゼミの意義や重要性について指導するなど、対処の余地がある。（合計5大学）

(c) 日本における法学部教育の社会的必要性と機能とを考え、また受験しない学生が多い現状では、講義を司法試験向けに行うことはできず、受験準備講座を現状以上に設けるのは難しいし、予備校に代替できるシステムを大学が作ることは無理である。専ら法学部教育を法曹育成教育にすることはできないので、やむをえない。受験者に大学の授業と予備校を組み合わせていくよう指導することが必要である。（合計8大学）

(d) 大学の授業では法学の基礎的能力の育成を目標とせざるを得ず、技術的な設問が増加すれば概説的な講義では対応できない。また、司法試験に特有の受験技術という点ではやむを得ない。（合計5大学）

(e) 現在の司法試験が予備校通いを必要とする面をもっているところに問題がある。（合計4大学）

(f) 予備校の指導が適切かどうかには疑念があるが、学生がそれを希望してなしている以上、大学側の関知するところではない。

大学での勉学が犠牲になるとすれば問題だが、学生が自己責任の下に各種の学校に通うことは自由である。（合計3大学）

## 5 国際化への対応

### (イ) 留学生教育——質問 (9)

国際化社会が発展する21世紀を迎えるに当たっての対応について、学部として、海外からの留学生に対して、特別なコースや教育方法を設けているかについて、これを肯定する大学は19である。

#### (a) 特別なコースや教育方法を設けている大学

- ① まず、その特別な教育方法としては、日本語教育をしている大学(18, 26, 33, 35, 42, 48, 59, 67, 69, 73, 74)が多い。日本語教育のほか、日本事情の教育をしている大学(18, 33, 42, 48)、日本の文化・歴史を教育している大学(67)もある。1年次、2年次に日本語(12単位)、日本事情(4単位)、特設演習(2単位)をおき、義務づける大学(74)もある。その他、英語と日本語の併用による日本法入門を開設している大学(5)、留学センターによる特別カリキュラム、英語による教育科目を開設している大学(7)、「日本の法制度」、大学院生のための法文献学を開設している大学(9)、留学生対象の外国書講読(日本語文献による)の開設(39)、大学全体として特別コース

- の開設 (44)、「日本の法律と政治 I, II」および International affairs を開設している大学 (77) もある。大学院生によるチューター制を設け、また、留学生委員の教員による裁判所、法務省、証券取引所、工場などの見学会を行っているところもある (45)。
- ② つぎに、留学生の人数については、2、3 人から 10 人位までの間が多く (7, 9, 10, 18, 26, 33, 39, 42, 44, 45, 48, 59, 67, 69, 73, 74, 77)、なかには、イギリス (ウェールズ大学) より 5 名、中国 (北京大学) より 5 名が定期派遣、それ以外に数名という大学 (5)、あるいは、正規学生として 3~4 名、特別学生として 5~6 名という大学 (67) もある。10 数人という大学もある (4)。アジア諸国が大部分で (単にアジア諸国という回答は、7, 44)、そのうちでは、中国が圧倒的に多く (中国のみ、またはそれを含んでいる回答は、5, 9, 10, 18, 26, 33, 39, 42, 45, 48, 59, 67, 69, 73, 74, 77)、その他の国としては、韓国・台湾 (9)、フィリピン (10)、韓国 (33, 48, 73, 77)、韓国・台湾・ベトナム等のアジア諸国 (42)、韓国・タイ (67) という大学もある。
- ③ そして、留学生教育を今後進めていくうえでの克服すべき障害としては、言葉のハンディ・キャップを指摘する回答が多く (7, 9, 10, 26, 39, 48, 67, 73, 74)、コンセプト・ギャップが解消されないという回答もあった (35)。このうち、特に専門用語の指摘をするものもある (39, 77)。奨学資金などの財政問題、生活条件などを指摘するものもある (5, 7, 18, 33, 42, 45, 69)。教育上は特に問題がないとする回答もあり (5)、言葉の壁は思ったよりも大きくないという回答 (42)、滞在許可入手の目的かどうかの判断が困難というものもある (74)。教員の負担過剰を指摘し、そのボランティア精神だけが頼りとする回答もあった (42)。アジア諸国全般とロシア、オーストリアなどからの留学生もきてくれるように広報に努力する必要があるという回答もあった (45)。

(b) 特別なコースや教育方法を設けていない大学

- ① 今後も設ける計画なしとする回答が圧倒的に多い (1, 2, 3, 4, 5, 12, 13, 15, 16, 17, 20, 22, 24, 32, 40, 41, 43, 49, 53, 57, 60, 61, 63, 66, 72, 73, 76, 82, 84, 86)。検討中 (25, 65)、検討すべき課題と考えている (62)、という回答もある。留学生が多くなったら考えるという回答もある (83)。外国人留学入試制度はあるが、ここ数年間、合格者 0 であるという回答 (75)、コースを設置するほど留学生を受け入れていないという回答 (80)、毎年留学生を集めて学習指導をしている (53) という回答、国際センターで日本語の補修授業をしているという回答 (32) もあった。
- ② 留学生の人数については、ほぼ、(a) の②と同じ内容の回答がなされている。
- ③ 今後の克服すべき障害としては、(a) の③の回答と同様に、言葉の問題を指摘する回答が多い (1, 4, 17, 22, 24, 57, 61, 82, 86)。逆に、日本語は合格ライン超とする回答もある (80)。大学院レベルでの教育のみ可能とするもの (3)、留学生が少なく、

意識が希薄で、制度的に対応できていないというもの(3)、日本社会についての知識の習得をあげているもの(4)、外国人について魅力的科目に欠けていることを指摘するもの(63)、受入体制(日本語カリキュラム・生活指導など)をあげるもの(16, 76)もある。生活・住居環境(4)、奨学金・経済問題(16, 41, 73, 80)もある。特に障害なしとする回答(27, 40, 84)もあった。

#### (ロ) 国際化と日本人学生——(10)

日本人学生のための国際化への対応として、英語による講義を行っているかについて、肯定の回答が19大学であった。

##### (a) 英語による講義を行っている大学

###### ① つぎのような科目・演習があげられた。

アメリカ法入門・ビジネス法入門・交渉術(1)；アメリカ法・イギリス法・リーガルライティング・ビジネスライティング(5)；日本企業入門(12)；比較法制度論・「法学の基礎」・「日本の政治と法」(7)；法律英語・「現代アメリカ法の課題」など(42)；Advanced English・English Seminar(48)；国際コミュニケーションⅠ・Ⅱ(61)；英米法(12, 66)；特殊講義外国法(数年に一度)(67)；英米法概論(72)；政治学特講(75)；「日本の法律と政治Ⅰ」(2単位)・「同Ⅱ」(2単位)およびInternational Affairs(4単位)——留学生とともに参加するもの——(77)；比較法・国際取引法専門演習・オーストラリア事情・外国文献講読・英語討論Ⅰ・Ⅱ(80)；外国法政事情(84)があげられている。外国人スタッフによる国際人権法・国際組織法・英米法・基礎演習・専門演習をあげる大学もある(83)。全学的・短期留学生向けの英語講読(9)、外国人教師による会話教育(25)、交換教授による講義(憲法・民法など)(41)をあげる回答もある。英語を多用している科目として、国際関係論・欧米事情をあげたものもある(24)。英語で答案を書いた者に点数を倍増する教員がいるという回答もあった(24)。

###### ② その方法や成果については、外国人教員によるとするものが多い(1, 5, 12, 41, 42, 48, 61, 66, 83)。参加者が満足している旨、または、成果があがっている旨を指摘するものも多い(1, 5, 7, 24, 25, 42, 48, 77, 84)。

###### ③ 学部の科目で「国際」を冠したものは、きわめて多く、法律科目のほとんどにつき、「国際」を冠したのものがあるといつて過言ではない。

##### (b) 英語による講義を行っていない大学

###### ① 今後も行ふ計画がないという回答が大部分である。大学院について計画しているというもの(4)、外国人の教師が赴任予定(来年度より)というもの(6)、大学院では、ドイツ人非常勤講師の講義があるというもの(17)、東アジア部門の領域に力を入れたというもの(25)、検討中というもの(40, 65)、外国人講師を招いての講義をあげているもの(44)、国際取引法(Ⅰ：総論(2名)、Ⅱ：アジア法(2名)、Ⅲ：EU(1

名)、IV:英米(1名)の4部構成で、それぞれ外国人教員を含む複数の教員により担当されている)をあげるもの(66、この回答は、(a)の①で、英米法をあげ、(b)の①で上述の国際取引法をあげている)、話題としては出ることがあるというもの(84)があげられる。

② 学部の科目で「国際」を冠したものについては、(a)の③について前述したことと同様である。

## 6 情報化への対応

(イ) 情報化社会への法学教育——質問(11)

(a) 情報化社会が進展する21世紀に向けて、学部として情報化社会の解明のための法学教育を用意しているかについては、肯定の回答が多かった(3, 4, 5, 6, 7, 9, 10, 15, 17, 24, 25, 26, 32, 33, 38, 39, 42, 44, 45, 48, 49, 57, 62, 63, 67, 69, 73, 76, 77, 79, 82, 83, 84など)。その科目名・単位数・配当学年については、つぎのように千差万別である。特別講義「情報通信・知的財産権への国際的視点」(2単位4年)(3);社会情報処理論・法情報学Ⅰ・Ⅱ(いずれも2単位・学年指定なし)(5);情報処理(2単位2年後期)・情報処理演習(2単位3年前期)(6);法政情報学(2単位2年)・法政情報処理論(2単位3年)(7);法情報学Ⅰ・Ⅱ(1年各2単位)(9);社会情報処理Ⅰ・Ⅱ(それぞれ2単位2年前期・後期)、社会情報論Ⅰ・Ⅱ(それぞれ2単位3年前期・後期)(15);知的所有権法(4単位3・4年)、特殊講義として「法学情報科学Ⅰ」を平成9年度から開講(2単位、配当学年は特に定めない)(24);法学情報処理入門(2単位1年)(26);「法とコンピューター」(4単位3・4年)(32);知的財産法(4単位3・4年)(38);法情報学(4単位3・4年)(39);基礎情報処理Ⅰ・Ⅱ(各2単位、随時履修可)(44);情報処理概論(4単位1,2年)、情報処理実習Ⅰ・Ⅱ(それぞれ2単位1,2年)(45);情報リテラシー(2単位1年)(63);法学情報処理研究(4単位3・4年、大学院)(67);情報処理入門(一般情報教育科目)(2単位1年)、情報処理Ⅰ(法学科専門科目)(2単位2科目・2年以上)、法情報学(法学科専門科目)(2単位3年以上)(76);情報処理の方法Ⅰ・Ⅱ(2単位1・2年)、「プログラミングの方法Ⅰ・Ⅱ」(2単位2年)、コンピューター実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ(1単位1・2年)が教養総合教育科目として存在する(77);情報システム論Ⅰ・Ⅱ(各4単位3回生)、情報処理Ⅰ・Ⅱ(各4単位2回生)、情報科学概論(4単位1回生)(79);コンピューター概論Ⅰ・Ⅱ(各2単位1年)、基礎情報処理Ⅰ・Ⅱ(各2単位1年)、情報処理概論(4単位2年)、著作権法(4単位2年)、知的所有権法(4単位2年)、企業秘密保護法(4単位3年)、日本著作権史(2単位2年)、情報概論(2単位2年)、情報法制論(2単位2年)(82);知的所有権法(4単位3年)、国際情報通信法(2単位3年)、国際知的所有権法(2

単位3年) (83) ; 情報処理概論 (4 単位 1 年)、知的財産法 (4 単位 3・4 年)、マス・メディア論 (4 単位 3・4 年)、計量法学 (4 単位 3・4 年) (84) などである。

- (b) 情報化社会のための法学教育を用意していないとする大学からの回答の中には、つぎのようなものがある。法制情報という講座を実験講座として設ける案を検討しているというもの (11)、情報教育設置の予定というもの (12)、カリキュラム改革により工学部の情報処理関係の科目を履修できるように計画しているというもの (13)、科目名について回答した上で、さらにその拡大を検討中というもの (25)、コンピュータ法の開設、インターネットによる学生との通信を指摘するもの (27)、仮称「情報法」という科目を検討中というもの (40)、いずれは情報処理とリンクした法学教育科目を設置することを考えているというもの (41)、単に検討中というもの (53, 65, 66)、考えねばならないというもの (35, 57)、他大学などについて調査中というもの (80)、カリキュラム改革の検討の中で、その種の意見が出されているというもの (20)、今後検討したいというもの (66)、教員の絶対数が不足しているため、当分の間設置は考えられないというもの (80)、特に考えていないというもの (18, 22, 31, 43, 59, 61) などがある。

(ロ) OA機器による教育——質問 (12)

OA機器を利用した教育が行われているかについては、多くの大学から肯定の回答がなされ (1, 3, 5, 7, 9, 10, 12, 17, 22, 24, 31, 32, 33, 39, 40, 41, 42, 44, 48, 49, 57, 61, 62, 63, 72, 73, 74, 77, 80, 82 など)、否定の回答、または、いずれとも回答がないのが若干見受けられた。

(a) OA機器による教育をしている大学

- ① OA機器使用の科目として、つぎのようなものがある。法社会学演習の枠内でパソコンを使っている (1) ; 社会保障法、現代法過程論など個別講義でOA機器をもちいている (3) ; 社会情報処理論、法情報学、紛争処理論 (5) ; 法政情報学、法政情報処理論 (7) ; 法情報学でパソコン (9) ; パソコン (10) ; 学内 LAN を使用し SCS 設置予定 (12) ; 主として演習で利用されている (ノート型パソコン) (15) ; 本学学術情報総合センター内の情報処理教室内で大型コンピューターと接続している端末を用いる (17) ; 政治学関係の演習で統計処理、情報収集にパーソナルコンピューターを使用することがある (22) ; コンピュータおよび周辺機器 (24) ; 法学情報処理入門 DOS/V コンピュータ (26) ; OHP (27) ; 教員によって利用されている (13, 31) ; OHP やビデオを使う授業が多い (特にビデオ=法医学、パソコン CD-ROM=法学情報処理) (32) ; コンピュータ、法情報学 (33) ; コンピュータ (39) ; 民法、英米法、国際法、政治学などにおいて、ビデオを使用する (40) ; 情報処理 ABCD (1・2 年)、コンピューターサイエンス ABCD (3・4 年) でパソコン、情報処理教室を設けている (41) ; 情報処理論 (法律、政治学科)、情報処理 (概論) (国際企業関係法学科)、情報処理 (実

習)、情報数学、政治情報学(政治学科)(42);基礎情報処理(パソコンなど)(44);  
コンピューター、ワープロ(45);情報学、法情報学、法律思想史、外国法、English Seminar  
など、機器として、ビデオ、カセット・テープレコーダー、パソコン、OHPなど(48);  
法哲学および2~3の演習、パソコン、データベース、OHP(49);電算機概論(端末  
機、パソコン)(57);担当者にまかされている。ビデオ関係の利用(60);OHP、AV、  
CD-ROM(61);特殊講義Ⅱ(2単位)でMAC「漢字トーク7.5」およびDEC「ウイ  
ンドーズ3.1」を使用している(62);「情報リテラシー」パソコン(63);情報処理論、  
パソコン(73);「情報処理論」——LANパソコン、「情報処理特別講義」——ワーク  
ステーション、「演習」におけるデータベース検索(74);ワークステーションパソコ  
ンなど(77);国際政治学科→「情報処理入門」(2単位)、PC98、法律学科→「基礎  
演習Ⅰ」(2単位)→'97年度より実施(80);基礎情報処理Ⅰ・Ⅱ、情報処理特講(実  
習ゼミ)パソコン(82);担当者によりビデオ、スライド、OHP、インターネットなど  
を使用する科目がある(83);情報処理概論、コンピューターを使用する(84)などが  
ある。

- ② 科目ごとの教材情報ネットワークキングが大学間で行われる可能性については、肯定  
的なものが多い(1, 5, 7, 9, 17, 22, 26, 32, 40, 41, 42, 44, 45, 48, 60, 61,  
62, 63, 72, 73, 74, 82, 83)が、わからない(国立九大学法学部シンポジウムでこの  
問題が取り上げられ、今後さらに検討することになったと聞いている)(3)、実現方法  
について検討中である(24)、問題の所在が不明確(39)、現在未定(67)、学内 Lan  
設置が完了している(77)という回答があった。

#### (b) OA機器による教育をしていない大学

今後の計画についての回答には、つぎのようなものがある。

法学部では、早くから光ディスク装置を導入するなど、情報教育に備えた研究整備を  
行ってきたが、情報機器の授業での利用は、現在のところ学部ゼミや大学院の講義・ゼ  
ミにおいて個別になされているにとどまり、今後、大学全体の情報機器等の整備に合わ  
せて、学部教育における情報機器の利用について検討することにしていくというもの(4)、  
全学共通の科目で1997年度から行うというもの(20)、学園全体(大学、短大、高校の  
教育・事務部門の全体によって情報化を進めていくことが計画されているもの(25)、  
必要性は十分に認識しているというもの(35)、現在検討中というもの(65)、ゼミ単  
位で行っていきける様な設備の充実を徐々に進めているというもの(66)、計量政治学に  
はあるが、法学教育では使用していないというもの(67)、法学・政治学専門科目でOA  
機器を利用した科目は目下存在しないが、検討の方向にあり、その際、科目ごとの教材  
情報のネットワークキングが大学間で行われると非常に有意義であるというもの(76)、  
目下ランク整備計画が行われているというもの(79)、検討中というもの(43、53)、  
現在のところない、未検討というもの(13、18、59、69、86)などがある。

## 7 総合的見地からみた教育——質問 (13)

社会関係が複雑化し高度化する 21 世紀社会に向けて、従来のような個別的な学問分野の科目に対し、総合的な見地からの教育を行う科目（例えば「環境法」、「消費者法」など）を設ける必要があると考えるかについては、肯定的なもの（例えば、4, 9, 41, 74 など）、否定的なもの（例えば 1, 2, 11）、未定または検討中というもの（例えば 20, 22, 49 など）があった。

(a) まず、こうした総合的な見地からの教育の計画としては、ここでは、既にいくつかの科目を開講しているほか、大学院改革（専修コース）との関連で、大学院の総合的・法政策的科目を学部学生にも履修させる方向で充実を図ることにしているというもの（4）、国際化と各種の社会的ニーズ（企業、役所、実務法曹など）に対応できる大学教育を目途として、学際的科目の設置を検討しているというもの（9）、これらを主とした新学科の設立構想があるというもの（49）をあげておく。

(b) つぎに、こうした科目は、多様であるが、つぎの例を掲げておく（網羅的ではない）。環境法・医事法（1）；消費者法（2 単位 4 年）、国際取引法（2 単位 4 年）（3）；消費者法政策（2 単位 配当学年なし）、刑事立法政策論（同上）（4）；消費者保護法、都市法（いずれも 2 単位、学年指定なし）（5）；環境法、消費者保護法、トランスナショナル企業法、立法政策論（7）；消費者法（2 単位 1 年）（10）；「企業ビジネスと法務」（2 単位 3 年以上）、「実社会と法学部」（2 単位 3 年以上）（12）；国際開発・環境法（4 単位 3・4 年）、情報法（4 単位 3・4 年）、環境法（2 単位 3・4 年）、消費者保護法（2 単位 3・4 年）（13）；「環境と法・行政」（2 単位 1 年以上）、環境法（4 単位 3 年以降）、特殊講義「福祉と人権」（4 単位）（24）；環境法（4 単位 3 年）、医事法（2 単位 3 年）、消費者保護法（2 単位 3 年）、金融法（2 単位 3 年）、企業取引法（2 単位 4 年）（33）；国際経済法（3 年）、不動産法（3 年）、法学特殊講義（医事法）（3・4 年）（41）；消費者保護法、銀行取引法、運送法、企業法特講、法学総合講座（42）；総合科目Ⅰ（環境問題）、総合科目Ⅱ（情報社会）、総合科目Ⅲ（交通問題）、総合科目Ⅳ（生命倫理）、総合科目Ⅴ（両性の平等）、総合科目Ⅵ（先端技術）（以上 2 単位）、消費者法（4 単位 3・4 年）（62）；証券取引法（2 単位 3・4 年）、消費者保護法（2 単位 3・4 年）、「女性と法」（4 単位 2-4 年）、金融取引法（2 単位 3・4 年）、「環境と法」（4 単位 3・4 年）、「法と情報」（2 単位 3・4 年）、E C 法（2 単位 3・4 年）、知的財産権（4 単位 3・4 年）、アジア法（2 単位 3・4 年）、不動産法（4 単位 3・4 年）（73）；環境論 A（環境倫理）（2 単位 2 回生）、環境論 C（水環境）（2 単位 2 回生）、環境法・古都保存法（2 単位 2 回生）、消費者保護法（2 単位 3 回生）（79）；「総合教養コース（身近な法律問題）」（2 単位、弁護士のリレー講義の形式で、消費者問題、P L 法などの諸問題を取り扱っている）（80）；自然環境法（4 単位 2 年）、文化環境法（4 単位 2 年）、教育文化法（4 単

位3年)、原子力法(2単位2年)、国際環境法(4単位2年)、環境行政論(2単位2年)(82)などである。

なお、学生の反応については、肯定的なものが多い(1, 10, 17, 24, 26, 35, 45, 60, 63, 67, 80, 83など)。

## 8 一般の社会人教育——質問(15)

生涯教育との関係で、社会人用に特別なコースを設けているかについては、否定の回答が圧倒的であるが、肯定の回答をした大学も若干ある(5, 6, 10, 18, 42, 59, 61, 77など)。なお、現在募集活動停止中という大学もある(74)。

### (イ) 社会人用の特別コースを設けている大学

回答の内容は、夜間生を対象とするもの、通信教育によるもの、法学部と経済学部の共同によるものなどと多様なので、①法学教育の内容、②入学者の性別・年齢・職業など、③21世紀における必要性、④社会人の学部教育と大学院における問題点は、それぞれ関連するので、①から④までをまとめて紹介したい。紙面の都合上、若干の例しか紹介できないことをご了承願いたい。

「① 法学部と経済学部との共同で「法経コアカリキュラム」を作成している。当然、経済社会の急務の養成に応じた形になっている。

② 夜間生コースとして開設され、種々様々の職業の学生が入学している。

③ ますます必要となろう。

④ 基礎的な学力の低さをどのようにして高めるか。」(5)

「① 夜間生について社会人を募集している。社会人特別選抜、10名

② 年齢は、30代が多い。職業のあるものが多数

③ 法学について知識を求める社会人が多いので必要

④ 学部ではどこまで門戸を広げるべきか。単なるカルチャーセンター化しないか」(10)

「①総合法政コース 夜間主コースとして設置されているが、講義等の内容は昼間とほぼ同じである。

②定員は20名。平成8年度からスタートしたため、現在1年次生しか在籍していないが、20代から60代まで幅広く、男性が約70%、女性が約30%である。全体の70%が国家または地方公務員である。

③必要になると考えられる。

④設置されたばかりで、教育内容について問題点が指摘できる段階にまで至っていない。  
しかし、仕事の関係で講義開始時間に間に合わない又は講義にあまり出席できない学生  
が多数存在すること、また、転勤等の理由により本人の意思にかかわらず休学または退  
学をせざるを得ない学生が多いことなどが問題となっている。」 (13)

「① 特別なコースではありませんが、Ⅱ部（夜間部）で社会人特別選抜という方式での  
入試があります。教育内容は一般学生と同じです。なお、北九州大学では正規の学部教  
育ではありませんが、リカレントの一環として、18才以上の方を対象にコミュニティー  
・コースというものを設けております。演習中心に本人の興味に合わせて、4－5科  
目受講できるものです。単位を取得させるものではありません。

② ①の場合、入学者は公務員が目立ちます。年齢は多様です。

③ 多様な生き方が見られるようになる21世紀において、教育もまた、学齢時にのみ  
終了するのではなくてくると思います

④ 職業に就かれている場合、学部では特に、時間の柔軟性がないので、講義を十分に  
受講できない場合があります。」 (18)

「① 通信教育という形態による法学教育です。内容は六法を中心とした普通の法学教育  
です。

② 有職者（他学部出身者を含む）のほか、一般の入試で合格しなかったために法律専  
門学校に入学し、同時に通信教育課程に在籍する人もいます。性別は男性が多く、年齢  
職業も多様です。

③ 学部段階での法学教育の必要性は依然として低くないと思います。

④ 社会人の学部教育では学修時間の確保が最大の問題ではないかと思ひます。時間さ  
えあれば、ほとんどの問題は解決すると思ひます。社会人の大学院教育では、学修時間  
の確保、最適の指導教員の確保などの点で問題があります（専門性が高いため）。」 (42)

「① 2部において社会人推薦入試を実施。定員40名。

② ただし入学後の特別コースは設けていない。

③ 年齢・職業は多様。

④ 一般に語学にハンディが認められる。」 (59)

「① 民法・憲法・刑法・消費者法

② 時間帯により全く異なる。定員は各30名程度

③ 必要

④ 大学全体でオープンカレッジとして開設」 (61)

「① 学部での教育は一般学生と同一条件

② 企業の退職者

③と④ 現職の社会人のうち、時間的な余裕のある場合は、大学院での課程を履行する人があり、退職者の場合に、教養としての法学教育を求めて入学するので、21世紀にも社会人教育は必要であろうと考えている。」 (77)

「①できる限り現場のニーズを充足するような法学教育をするよう心がけている (大学院のみ)

②男女 (どちらかといえば男性が多い) 20~60 才代、大学院 (博士前期課程) 若干名、一般企業、公務員、教員 (高校、大学)、自営業、定年退職者

③必要になる。

④大学院教育についてのみ記すと、一つには学力の差が否定できない。特に語学について顕著である。」 (83)

(ロ) 社会人用の特別コースを設けていない大学

ここでは、大学院において、社会人を受け入れているという回答やそこで受け入れることを検討中であるというものが若干ある (例えば 1, 4, 24, 43 など)。その他本格的な社会人教育をめざすのであれば、社員の再教育のための休職制度を設けるよう企業に協力を求めつつ、本学としても夜間でも学べるように第2部を開設することを検討すべきであるという回答 (24)、能力差・時間的制約を指摘する回答 (86) などもあった。回答が千差万別で、その網羅的な紹介ができないことをお断りしたい。

## 9 研究者養成以外の目的の大学院教育——質問 (14)

大学院研究科で、伝統的な研究者養成以外を目的とした大学院教育を行っているかについて、肯定の回答 (例えば 1, 3, 4, 5, 7, 10, 11, 17, 25, 42, 44, 48, 57, 61, 63, 66, 67, 69, 77, 84) と、否定の回答 (例えば 6, 9, 18, 20, 24, 32, 39, 40, 41, 49, 53, 59, 62, 72, 74, 75, 76, 80, 82) がほぼ同数であった。いずれとも記載のないもあった (例えば 2, 12, 22, 30, 31, 73, 85)。

(イ) 現在行っている大学

①どのような人を対象としているか、②教育内容は研究者養成の大学院教育とどのように異なるか、③教育上の難点・障害、④こうした教育の将来性についての回答はそれぞれ関連しているので、①から④までをまとめて、以下に紹介したい。紙面の都合もあり、若干の回答しか紹介できないことを御了承願いたい。

「①大学を卒業していったん社会に出た人 (出願時点で2年以上を経過した者) で、自ら

の具体的な経験の中で問題意識に基づいて、掘り下げて勉学・研究をしたい人。

- ②研究者になるための基礎的な能力を修得する必要がないので、授業科目等が異なる。
- ③リカレントの院生の経歴は多様でありうるので、授業を行ううえで困難があることがある。
- ④社会人コースのニーズについては、地域性があるので、一般論は難しい。」 (2)

「① 企業・官庁から派遣される職業人と学部卒業者等のその他のものを半数ずつ (1 学年 80 人) 受け入れている。

② 研究者養成コースの修士論文とは質・量ともに異なる「リサーチ・ペーパー」 (2000 字 100 枚) を課しており、講義、演習等も研究者養成コースとは異なる専修コース向けのプログラムを提供している。

③ 職業人選抜者については問題ないが、一般選抜者には、問題意識が不明確なモラトリアムの学生が少なくない。

④ 今後ますます重要となる」 (3)

「① 専修コースの対象者について、特に限定は設けていない。現在のところ、学部卒業生を含む受験者を対象とする一般入試方法と、特に社会人を対象とした特別入試枠 (実務経験、研究計画、面接による判定) を設けており、それぞれに経歴の異なる者が入学している。

② 研究者養成コースとは異なり、終了後は実社会で活躍することを前提に、学部教育よりも高度で専門的な講義を中心とした教育が行われる。研究者養成コースでは 2 年間必修とされる演習が、専修コースでは 2 年次のみ必修となる。

③ 研究者養成コースと専修コースでは、その目的が違うため、同一の授業を両者の学生に履修させるには限度があり、いきおいそれぞれ独自の授業科目を用意せざるをえない。また、学生数が増えたことに伴い、研究指導や論文審査のための時間が増大するなど、教官の負担が大きい。専修コースの学生のうち、学部から直接進学した者については、終了後の進路の問題や、そのこととの関連での教育指導のあり方いかんという問題もある。

④ 社会の多様なニーズに答えることは大学の責務でもあり、今後とも大学院専修コースの充実を図っていくことにしている。教官の負担等の問題は、学部を含めた大学教育全体の見通しの中で解決すべきものと考えている。」 (4)

「① 専修コースではないが、実施。社会人、具体的には、看護婦、保健婦。

② 完全に実務型で、現場の問題、テーマを扱う。より具体的には外国語文献講読を課さない。

③ 社会人の場合、基礎的な学力の不足が目立つ。

④ ますます必要となり、学生も増大するであろう」 (5)

「① 企業または官庁から派遣された社会人のコースと学部教育を発展させ、司法試験などを目指す学生向けのコース

- 2 学部科目を発展させた科目が中心であり、外国法研究の比重が低い。
- 3 とくにない
- 4 将来的に需要が高い」 (10)

「①社会人

- ②法学の再教育と、当該社会人の職業などの特性を法学研究に生かすようにしている。
- ③法学の基礎的な素養に欠落がある学生が少なくないので苦勞する。また、(学生、教官共) 授業時間の確保が難しい。
- ④このままでは、将来は厳しい。抜本的な大学院の再構成が必要であろう。」 (13)

「① 社会人、外国人留学生

- ② 社会人のリカレント教育、外国人留学生のための高度専門教育(英語による授業のみの履修可)
- ③ 担当専任教員だけでは実務的教授ができないので、兼任教員(非常勤講師)への依存率が高くなることに問題があると思います。専任教員の比率を高めるためには、やはり、資金と人材養成が急務でしょう。
- ④ この種の教育の必要性は将来、もっと高くなるものと考えています。」 (42)

「① 法曹、上級公務員、外交官、税理士など専門性を要する職業につくことを目指す者。社会人対象のリカレント教育も行っている。

- ② コース制をとっており、伝統的な「法学コース」のほかに「法務コース」、「政策学コース」、「国際学コース」が設けられている。
- ③ 同一の授業を研究者志望の学生、資格試験や企業などを目指す学生、それに社会人の学生が履修することになっており(留学生を加える)、内容やテーマの設定が難しい。
- ④ 大学院卒業後の進路が限られている点が問題であるが、この点が改善されれば将来性はある」 (69)

(ロ) 現在行っていない大学

現在行っていないが、この種の大学院教育に積極的なものに、つぎのような回答がある。実務法曹や企業法務担当者を養成し、あるいはそれらの者を再教育することを検討中というもの(32)、社会人への門戸開放について検討中であるというもの(40, 80)、検討中であるというもの(39, 53, 72, 75)などである。

## 10 21世紀の法学部教育のあり方——質問(16)

21世紀の法学部教育のあり方について、つぎのような回答が寄せられた。

(イ) まず、学部教育と大学院教育との関係に関しては、専門的教育は大学院が担当し、学部が基礎的な法理論の教育をすべきだという趣旨の回答が大部分を占めている(9, 22, 24, 33, 44, 63, 72, 74, 83など)。同趣旨のものとして、大学院教育は研究者養成のものとして捉えているもの(16)、法学部教育は基礎的能力の養成に止め、より高度の専門的教育は、大学院教育に委ねられるべきであるというもの(8)、法曹養成を目的とした専門教育は無理であり、専門教育を身につけた自立的人間を養成することを目的とすべきだというもの(33)、学部教育はより実践的に、大学院教育はその統合と理論化の場とするというもの(84)などがあげられよう。大学院教育につき、学部教育に連動するものが望まれるというもの(35)、高度の職業人養成講座の実現の場とするというもの(44)、専門家養成、高度な職業人の養成、社会人および留学生に対する受入機関の三つの部門を前提とするというもの(77)もあった。他方では、学部教育を教養化すべきではなく、入門科目を充実させて、専門科目を1年後期または2年生に降ろすのがよいとの回答もあった(17)。

(ロ) つぎに、4年制教育と6年制教育との関係につき、社会的事象から問題点を発見し、解決する力を一通り身につけさせるためには4年間の教育で十分だが、その上で専門性を強化するために大学院博士前期課程の1,2年をあてることが有益であるという回答があった(42)。

また、「法的素養のある教養人」の育成を最低限の共通項としつつも、それに加えて、大学の特色を出すべきであり、その中で学部と修士を一貫して6年間の法曹養成ということも考えるべきだという回答もあった(69)。法学部教育と大学院教育の一貫教育の必要性を指摘して、社会に役立つ人材の養成のために学部4年+修士(前期)をセットした一貫教育を目指すことも考えられるという回答もあった(75)。飛び級制度を利用した学部・大学院5年一貫教育について検討を開始したいという回答もあった(80)。

(ハ) その他に、少人数教育の必要性を指摘するもの(1)、4年次教育の空洞化の解決策として、民法・憲法などの基礎的科目のレベルをあげた再教育を行うとするもの(1)、学部教育における消化不良(留年性の増加)の問題を指摘し、学生向け図書室、学習に関連した質問・相談への対応、メンタルヘルスの問題のある学生に対するカウンセリングなどの物的・人的な学習支援態勢の整備の必要性の指摘(3)、教育担当者の意識改革の必要性とそのための実務家出身教員のかかりの数の導入の必要性(22)、専門教育と教養教育・一般教育の有機的統合を図るべきであるというもの(16, 26)、学部全体による総合的法学教育の推進(22)を指摘するものがあった。国際的視野に立った法学教育が望まれるというもの(35)、法学教育における情報処理の利用に関する検討の必要性(41)、立法政策をじっくり研究指導する必要があるという指摘(45)や、新しく導入すべきコースとして、大胆に立法論にまで踏み込んだ教育をする場として、「法政策学」部門を提案するも

のもある(83)。マルチメディアの利用の必要性(84)、実学色を出す方向性の指摘(22)もあった。他方では、基礎的な法理論・語学・哲学などの教育の必要性が指摘され(24)、伝統的な基幹科目・基礎法科目を軽視することは許されないという意見(40)や、「国際化」のみを捉えて、「国民」を育成する法学教育をおろそかにしてはならないというもの(53)もあった。「紛争の法的解決についての基礎的能力の養成」(法学科教育)と「問題の政策的解決についての基礎的能力の養成」(公共政策学科教育)とに焦点化し、さらにそれを「総合化」する能力を養成しようとするものである(学科の垣根は低くし、問題関心に従って両学科相互に科目の履修を可能ならしめた)という回答もあった(15)。

## 第Ⅱ部 民事法学の教育の現状と21世紀への展望について

### [1] 民法の教育

#### 1 民法全体についての入門的講義——質問(1)

民法教育に回答した60校のなかで、民法全体について理解をあたえるような講義(例えば、「私法原論」「民法概論」など)を開設しているかについて回答がないものが5校あったので、本問の回答総数は55校である。以下では、これらの回答を、①民法入門など特別な科目を設置しているか、②民法総則などの中で入門的なものを扱うか、それとも③まったくこの種の科目を設置していないか、の3種類に分類した(総則の中で入門的なものを扱うという場合、回答校によっては特別な科目を設置しているという認識で回答しているものもあるので、以下の集計の際には回答の仕方にかかわらず、内容からみて回答を上記3種類に分類した)。この際、特別科目を設置しているとするものは19校、特別科目は設置せず既存の科目で扱うとするものは14校で、両者あわせて全体の60%にあたる。他方、この種の配慮をしないというものは22校ある(全体の40%)。

(イ) 特別科目を設置する19校について、(a) 単位数・配当学年・必修の有無の観点から整理すると、つぎのようになる。①まず、単位数は、2単位とするものが10校、4単位が7校で、8単位とするものも1校ある(なお、必要な項目について回答がないものがあり、それらについてはいちいち言及をしていないことに注意。したがって、合計数がまちまちである)。②つぎに、配当学年については大多数(16校)が1年で、1年以上とするもの(67:4単位)、および、学年指定なし(5:2単位)がそれぞれ1校ある。1年配当とするうち、2単位とするものが8校で一番多く(9校)、4単位とするものは6校(そのうち、66は前期に行うとしている)、8単位とするものも1校ある(76:2単位の科目を4つ設置)。

このような特別科目の設置の効果については、2単位(10校中7校)、4単位(7校中6校)を与えている大学の多くが、成果がある(または成果が期待される)としている。成果があるとしているもののうち、必修とするものはわずかに2校のみで(53, 69:この点を明確にしている回答は少ない)、選択か必修かは成果とは関係ないことがわかる。8単位・必修としている大学(76)は、意欲のない学生にはやや負担になっているとしている。なお、特別科目を設置していない大学の中にも入門的な科目の必要性を認めているもの(17, 61)や、設置を予定しているもの(12)もあり、注目される(83は設置の方向で議論中)。入門科目(「民法と社会」)を設置しながらも、素材の多くを新聞記事に求めているために、その解説になってしまったり、民法全体を概観するには4単位では足りないとして、入門講義の困難さを指摘しているところもある(77)。

(ロ) 特別科目を設置していないものの既存の科目で入門的なものを扱うとする大学では、民法総則の中で総論の形で扱ったり、または他の科目とあわせて扱うとするものが目立つ

(例えば、7 は実定法入門(2単位1年前期)として、実務家も含めた複数の教官による講義を開講)。しかも、民法総則4単位も、1年生の半期で集中的に行うものが約半数ある。また、既存科目の工夫という方法をとっているこのタイプの大学では、必修とするものが目立っており(14校中6校)、また、約半数が成果があるとしており、特別科目の設置などの改革はまったく考えていない。

(ハ) なお、入門的な特別科目の導入に反対するものがあり(27)、その理由としては、教育上の効果が期待しえず、総則で概論的に講義し、細かな解釈論は民法全体の学習の後に特殊講義で教授すればよい、というものである。

## 2 民法の講義の状況——質問(2)

(イ) 民法の科目構成については、大多数の大学では、伝統的な分類に従ったうえで、講義の順番を変更してみたり(例えば、10では、物権法を債権各論の後にもってきて、かつ3年に配当している。入門・総則は1年後期、債権総論・各論は2年に配当。ただし、物権法で保証・代位や取得時効を扱うなど内容に工夫を凝らしている)、重要性を増してきている分野(その多くは不法行為法と担保法)を独立させている(さらに、親族法、相続法の分離も目立つ。例:11, 59 [2単位ずつ]; 24 [4単位ずつ])。入門的な科目を設置している大学でも、民法を5または6科目に分けているものが多い(入門的なものは、それ以外に開講。入門科目を設置していないところでは、5科目構成が多い)。また、担保法などを独立科目としたうえでさらに特講(例:不動産法、医事法)を設置している大学は、科目間の重複があり、学生への履修指導も不十分なため、必ずしも効果が上がっていないとするものもある。また、財産法入門を前提にして、2単位の科目(借地借家法、不法行為法、担保法、不動産登記法など6科目)を数多く提供しているところもある(76)。ここでは、適当な教科書がないものがあり、専用のもが必要だとしている。

(ロ) 配当学年について、入門的なもの以外でも、財産法については1年から3年に配当する大学がかなり多く(例:2, 18, 39)、さらには2年までとするところもある(例:17, 69, 79)。また、5では、2年生の1年間で(かつゼメスター制のもとで1科目につき週2回集中的に)財産法をすべて学ぶこともでき、効果的な学習が期待できるとしており(ただし、ここでは入門科目も含め、学年指定はない)、注目される。

ほとんどの大学では基本科目は4単位だが、ゼメスター制のもとでは半年講義となり、学生の消化不良の点を指摘するところもある(例:11)。

多くの大学では、入門科目は別にして、民法の科目は選択必修か選択となっている。そのため、学生は取り易い科目を選びがちで、系統的な学習をしないという点を指摘するところが目立つ(例:69, 82)。

### 3 科目構成の理由と改革の必要性——質問(3) (6)

伝統的な構成(民法典の編別構成にほぼ従うもの)については、抽象的すぎるし、また体系的関連性について学生は理解しにくいとみているところもあれば(したがって、契約法などの2単位科目の細分化を提唱。例:80)、逆に伝統的な構成をくずして、契約法、消費者取引・不法行為法といった科目を設置している場合には、講義対象が重複したり、手薄になったりして、十分な成果をあげておらず、伝統的体系に戻るのが合理的だとしている(77)ところもある。なお、伝統的科目構成をとるところで、1科目の守備範囲と時間数とのアンバランス(例えば、債権各論では不法行為法を扱う時間が少ないなど)の問題点を指摘するものもあるが(例:39)、担当者の協議で内容の調整をしているところもある(例:24では、債権総論のところ担保物権を扱うなどの調整がなされている)。伝統的構成が抽象的すぎるという点は、特に民法総則(低学年に配当されるのが通常)に端的に表れ、契約法から講義を始めるべきではないかという改革論議も紹介されている(例えば3:ここでは入門科目を設置していない)。

伝統的科目の守備範囲の修正としては、10の試みが注目される。すなわち、親族・相続法(4単位3年後期)においても、無権代理と相続、法定代理人の利益相反行為・代理権濫用など財産法に関連する問題を重点的に取り上げるとしている。

なお、伝統的構成を支持したうえで(42は、財産法の学習が不十分として、従来の4部制から5部制に改めた)、教育効果が上がらない理由は、十分な講義時間が確保できないこと、および「近時の一般的な学生の基礎学力(特に日本語能力)」の低下などにあるとして、法学部6年制を提唱する大学もある(27)。

### 4 民法の教育方法の工夫——質問(4) (10)

(イ) 講義・教科書の工夫の部分の回答をしていない大学がかなり多かった。

講義の工夫(理想とするものも含める)としては、レジメの配布が一番多く(10では、教員相互に配布資料を交換し、参考に供している点が注目される)、ビデオ、スライドの使用(例:45)、裁判所・企業の見学(74)、小テストの実施(72)をあげるところもある。さらに、部分的に質疑応答の形式をとるところもある(例:1, 9)。教科書については、共同執筆のものはレベルのばらつきが多くて使えないとか、個性的なものは困るといった批判がある。また、基礎的な事項についていねいに説明した本の必要性を指摘するものもある(53)。なお、マルチメディア教材の必要性を指摘するものもある(27)。

(ロ) 学生による講義の評価については、8大学(1, 5, 7, 9, 10, 24, 40, 70)が実行していると回答し、学生の民法に対する評価としては、民法は身近な問題で親しみやすいとする反応もあるものの、時間が足りない、専門用語や概念が飛び交う技術的で難解な科目という反応(24, 40)が多い。公務員・資格試験への配慮をしてほしいという希望(74)もある。個人別に実行している評価では、板書・使用教科書・話すスピードなどの注文が

ある (1)。

## 5 先端的科目と教育方法——質問 (7) (8)

21 世紀社会への展望との関係で、民法およびその周辺領域で、新しい時代の要請に対応する先端的教育として考えるべき科目や教育方法があるか、また、大学院の授業科目を利用して、時代的要請にあった民法関係の講義を学部教育として行うことが考えられるかについては、重複した科目を答える回答が多かったが、最も多くみられた科目は、「消費者法」であり、20校 (1, 3, 4, 5, 7, 10, 13, 16, 17, 35, 38, 42, 48, 49, 53, 60, 73, 74, 75, 79)。この回答欄で共通科目を具体的にあげた学部の過半数) がこれをあげる。ついで多かったものとして、知的財産法・著作権法を9校 (4, 12, 17, 48, 73, 75, 79, 80, 83)、環境 (保護) 法を8校 (5, 13, 15, 17, 48, 60, 73, 74)、情報処理・法情報学・コンピュータ法を4校 (5, 7, 48, 74)、製造物責任法を3校 (16, 42, 49) があげている。金融法関係・企業法関係についても、名称は様々に分かれるものの、あげた大学は多く、金融取引・企業法務・銀行法・信託法・企業法務論・企業倒産法・「中小企業と法」・「金融ビジネスと法務」・契約金融関係法実務・根抵当・担保取引法・特殊担保法・金融法などの科目があげられた。外国法・国際取引法務・国際金融法・国際契約法・比較契約法・アジア法などの外国との連携をあげるものや、不動産 (登記) 法・借地借家・土地法の領域をあげるものが複数あり、特に大学院の共通科目 (研究者以外のコース) として損害賠償法・事故法をあげるものが複数あった (10, 67)。以上の他には、ロイヤリング (弁護士)、租税法、医事法、都市法、交通法、社会保障法、人権論 (同和問題・障害者問題・民族問題)、宗教法、「実社会と法学部」、現代家族法、「高齢社会と法」などの科目が回答された。配当学年や単位はまちまちであり、回答のない科目も多い。科目の必要性は認めても、学部教育の消化不良という現状やポストの不足から難しいという意見が複数あり、6年制にしなければこれらの科目をこなさきれないという意見 (5, 27) がいくつかみられた。

## 6 特色ある民法の教育——質問 (9)

(イ) 民法関係の教育において、学部として何か特色を出すことを考えているかについては、民法の特殊性 (基本科目であり、司法試験科目であること) から一般的な教育方針を述べる回答のほか、具体的な特色としては、早い学年に基礎を徹底し系統的に教えること (9, 69)、財産法特論、家族法特論による総合化 (15)、演習教育の充実 (83)、できるだけ少人数にすること (30)、実務演習科目や実務家の非常勤講師による教育 (26, 73)、判例や身近な事件を使ったゼミや講義 (1, 20, 44)、経済学との関連を重視して経済法を設けたり、学生の研究成果を卒論としてまとめること (13)、豊富な科目や学外講師の活

用(26)などがあげられた。コース別を採用してコースの目的に添った教育をする構想も3校(24, 39, 40)があげる。民法を7部構成にしてゼミスター制を採用する大学(74)もある一方で、伝統的なパンデクテン方式を崩したが失敗に終わったと報告する大学(77)もあった。

(ロ)とくに、実務や手続法との関連教育については、講義において実体法と手続法との関連を理解させるよう努力しているという一般的な回答のほか、具体的には、演習で実務家に講師を依頼したり裁判所見学をする工夫を回答するものが最多を占める(3, 4, 12, 13, 15, 18, 32, 39, 48, 74, 79)など10件で、そのうちには契約法実務演習(62)、企業演習・裁判演習(73)などの実務教育専門の演習、民法と民訴の合同ゼミ(17)なども含む)。さらに、具体的な特別講義(不動産・消費者・不法行為などの総合講義、法制総合講座・企業法特別講座(77))、「民事司法の実際」・「企業法務の実際」・法律実務論(69)、総合教養コース・法律文書作成(80)などを設けているという回答もあった。私法概説や法学総論の入門講義でこの点を強調して教育するという回答(1, 63)も複数ある。情報機器を使用した契約書作成、判例整理などの将来の必要性をいう大学(15)や、模擬法廷を作ることを検討している大学(40)がある。ビジネス法学や経営法学科という位置づけで実務教育を志向する大学(65, 76)がある一方で、法学部の教育はリーガルマインドの要請であるとして実務教育に対して消極的な姿勢を述べる回答(84)もある。

## 7 講義の担当者——質問(5)

(イ)講義担当者の数(専任、非常勤の場合)は、講義科目数、受講者数、必修・選択制などとの関係がありそうに思われるが、受講者数を回答しないもののがかなりあり、相関関係の有無などの分析は今回はできなかった。ここでは、単純に非常勤も含めた担当者数のみ整理しておく。国立大学では、3名が1校、4名が4校、5名が5校、6名(3)と7名(1:入門科目のほか科目構成は5部制)がそれぞれ1校あり、公立大学では、4名が2校、7名が1校(16:非常勤3名は特講を担当)、私立大学では(数字があいまいなものは除く)、3名が2校、4名が5校、5名が8校、6名が5校、7名が4校、8名が3校、9名が4校、10名が2校、15名(48:専任・非常勤あわせて5名が実務家兼研究者。専任と非常勤の割合は不明。6科目に分類され、総則<受講者は800名>と債権法<受講者は800名。契約法、損害賠償法を除く>が必修となっている)と18名(45:専任12名中裁判官出身が4名、非常勤6名中3名は弁護士。法律学科と経営法学科で民法が11科目に細分されている)がそれぞれ1校ある。

(ロ)実務家の講義は、国立大学では1校、公立大学では2校、私立大学では14校(そのほか、将来予定しているところ、民法以外の分野でなされているところがそれぞれ2校ある)で行われている。実務家としては、裁判官、弁護士、(元裁判官の)弁護士、企業法務部(社員)がほとんどである。その意義としては、実務につながる教育が期待できる

(57. 26 は模擬裁判などで実務経験を生かせると評価)、特に家族法では実際例を講義に盛り込める(32:ここでは、元裁判官・弁護士で家裁調停委員の経験のある実務家が担当)などが指摘されている。問題点としては、経験談が多く、体系的・理論的説明が不十分、現役弁護士の場合には休講が多くなるといったことがあげられている(このような問題点を指摘したところでは、現在は実務家の講義はない)。なお、大学によっては専任教員の中に現役の実務家(弁護士)がいるところがあるが、実務家の役割を評価しながらも、担当ローテーションについて無理をいえない可能性があるとしているところもあり、実務家の専任教員には多少問題があることをうかがわせる。

## 8 私法全体の教育のあり方——質問(11)

(イ) 私法全体の教育のあり方、とりわけ縦割り方式による教育についての意見を尋ねたところ、縦割り教育については、①これをやむを得ないとする、あるいはある程度積極的に評価する意見と、②縦割り教育の弊害を克服するべく解消策を工夫する意見と、ほぼ同数に分かれた。両論併記をする回答(73, 84など)もいくつかあり、縦割り方式の否定は理想論としてはいえても現実論としては難しいという回答も多い(10, 11など)。

このように意見が分かれたことには、教官の人数という制約や限られたコマ数での教育という時間的制約を克服可能なものかという要素のほか、根本的な教育観の対立も背景にあるように思われる。つまり、①「教員個々人の研究は別として、教育レベルでは、一人が私法の各分野を担当することにより、民法・商法・民事手続法をふまえた教育ができるのではないかと考える」(76)というように研究と教育とを切り離した考え方と、②「それぞれの学問にディシプリンがあり、単に融合させることには無理がある」(3)という考え方である。言い換えれば、専門分化した教官に縦割り教育の弊害を取り除いた教育がどれほど可能かという問題について、嘆かわしい事態であるか、ある程度必然的なやむをえない問題であるかという相違であろう。しかし、従来の縦割り教育のみで全面的によいという回答は勿論存在しなかった。

(ロ) 縦割り教育の具体的な改善策としてあげられているものは、手続法と実体法の有機的融合を図ること(11, 41, 82。とりわけ担保物権と民事執行の連携を教育する科目の必要性をあげるものも複数あり、13は債権総論と民事執行、法人と会社法の結合をあげる)、1年次に基本的司法制度を講義すること(74)、民商民訴の総合的入門講義(20)やオムニバスの法学入門講義(24)を行うこと、むしろ4年次に総合科目やゼミナールで、横断的方式をとること(15)、紛争処理法・国際取引・民事裁判入門・企業法務論といった横断的な講義を設けること(実務家による企業法が考えられるが、東京・関西以外では難しいであろうとする意見がある(11))、環境問題などのテーマ別問題領域別の講義を設けること(基礎学問との整合性が課題となるとの意見がある(26))などがあげられた。科目編成については、「私法全体の中で民法は基幹科目であると同時に、時代の最先端の要

請にも沿った内容の教育を实践する使命を担っている。この2つの使命は民法科目の二元的（或いは多元的）編成によって果たされるべきであり〔コア科目としてのいくつかの民法基礎科目と、実務的・先端的要素をも含めた高度専門教育科目の二元的——場合によっては多元的——編成〕、むやみに一本化すべきではない（この方が「縦割り方式」以上の弊害を有する）」（9）という意見が注目される。教官相互の意志疎通の必要性をいう回答も複数あり（たとえば、「科目縦割り自体よりも、担当教員相互の意志疎通の不全の方が問題なのでは。教官相互に十分な連携があれば柔軟に対応できるし、そのような実践の中でこそ新しい科目構成が具体化される」（69）という意見）、この点は、教官の努力によって縦割り教育の弊害を克服できるという見方につながる。担当教官それぞれが隣接法分野に関して極めて強い関心を持ちかつ高度な理解を有していれば、割り当てられた講義の中で隣接法分野との関連への相応の配慮がなされた教育が可能であるという評価である。相互に他の科目の講義をも担当することによって相互関連の認識を深めるという提案もある（65）。

（ハ）その他、縦割り教育と直接関連しない提案として、コース制を採って濃淡のある教育をする必要性（63, 69）や、ビデオなどを利用した視覚的教育の試みをいう意見（63）があった。

## [2] 商法の教育

### 1 商法全体についての入門的講義——質問(1)

商法全体について理解を与えるような講義(例えば、「商法概論」「企業法原論」など)を開設しているかという本問については、肯定の回答は少数であった。具体的には、商法概論(4単位1年)(40)、企業法総論(国際企業関係法学科、4単位3年)(42)、「企業法概論」(4単位2年)、「企業と法」(2単位1年)(62)、「商法と社会」(4単位1年)(77)、商法I(商法概論)(4単位3年以上)(27)、企業活動法(4単位2年)(45)である。

### 2 商法の講義の状況——質問(2)

商法の科目の構成についての回答はきわめて多様であるが、大別すれば、①「商法総則(以下、総則という)+商行為(法)」、「会社(法)」、「手形・小切手(法)(以下、手形という)」各4単位という編成のうえで、保険法、海商法、その他の周辺科目を付加するという伝統的編成による大学と、②科目名・単位数など相当新しい試みを行っている大学とに大別される(なお、以下の集計では、本問に対する回答によるものであるが、後記5で回答された科目もあるので、それも参照されたい)。

(イ) 伝統的編成による大学では、「総則・商行為」「会社」「手形」「保険・海商」の4科目各4単位とする大学が最も数が多く、これが基本型といえるであろう(9, 17, 25, 30, 33, 45, 48, 49, 53, 57, 67, 73, 74, 75, 79, 84, 86)。その変型としては、「保険」と「海商」を別科目として、各2単位とするもの(1, 20, 42)、「保険・海商」を1科目として、2単位とするもの(22)、「保険」と「海商」を別科目として、各4単位とするもの(24)、「保険」のみで4単位とするもの(32)がある。他方、「保険」「海商」の講義はなく、「総則・商行為」「会社」「手形」の3科目のみのものもある(10, 12, 80)。

「総則・商行為」「会社」「手形」および「保険」「海商」または「保険・海商」にさらに科目を付加しているものもかなりある。証券取引法を2単位として付加するもの(4<ただし、「保険」はなく「海空法」2単位>、6, 39<ただし、さらに「会社法特別講義」2単位がある>、66<ただし、「取引所法」2単位>)、証券取引法を4単位とするもの(60<ただし、「総則・商行為」はなく「企業法概論」とし、さらに「手形」と別に「有価証券法」を4単位とする>、82)もある。また、「商行為各論・保険・海商」としたうえで、証券取引法(4単位)のほか、会社関係法実務、企業法務(各4単位)とするものもある(65)。証券取引法以外では、国際取引法(2単位として、18)、企業会計法(4単位として、63)がある。4科目に付加される科目がユニークなのは、62で企業法実務演習(必修・2単位)、比較企業法(2単位)、企業会計法(2単位)が行われている。

基本型に属させてよいであろうが、商法4科目16単位より少なくしている大学も若干ある。

3・・会社、総則・手形、商行為・保険・海商（各4単位。ただし、他に証券取引法、金融法各2単位）（商法科目については2, 13, 16も同じ）

31・・総則・会社法前半、会社法後半・手形、商行為・保険・海商（各4単位）

44・・総則、商行為（各2単位）、会社、手形（各4単位）

59・・総則、商行為（各2単位）、会社、手形（各4単位）

また、4科目の基本型ではあるが、「総則・商行為」の代わりに「商法総論」的な科目としている大学（27, 40, 61, 69）、総則と商行為を2単位2科目に分解している大学（43）がある。

（ロ）以上とは、相当異なる編成をとる大学としては、以下のような例がある。

（a）商法関係科目を各4単位として科目数が著しく多い例：

35・・会社、有価証券法、保険・海商、総則・商行為、証券取引法、金融法、航空・宇宙法、消費者法（各4単位）

77・・「商法と社会」、総則・商行為、会社、企業取引法、有価証券法、保険・海商、銀行取引法、企業金融法、金融業法、企業会計法、比較会社法、国際取引法、国際金融法、国際運送法（各4単位）

83・・総則・商行為、会社、手形、保険・海商、国際金融法、比較商事法、国際取引法、証券取引法、（各4単位）

（b）会社法を2科目にして単位数を増やしている例：

7・・企業形態法、有価証券法、企業取引法、企業金融法（各4単位）

38・・会社Ⅰ、手形、商行為（各4単位）、会社Ⅱ（2単位）

41・・商行為、会社法A、会社法B、手形、保険・海商（各4単位）（26も同じであるが、さらに企業会計法、銀行取引法、証券取引法がある）

72・・総則・商行為、会社、手形、保険・海商（各4単位）、補充特殊講義（会社）（2単位）

（c）科目全体としては基本型と同じだが、すべて2単位科目で構成している例：

11・・総則、手形、会社法A、会社法B、商行為、保険・海商（各2単位）

（d）各科目を2単位とし、科目数を増やしている例：

5・・企業法総論、会社法Ⅰ、会社法Ⅱ、有価証券法、国際金融法、銀行法、物流法、保険法、企業金融会計法（各2単位）

15・・企業法概論、総則、商取引法、会社Ⅰ、会社Ⅱ、手形Ⅰ、手形Ⅱ、保険、海法・空法、金融法、証券取引法（各2単位）

76・・総則、商行為、会社法ⅠA、会社法ⅠB、会社法ⅡA、会社法ⅡB、手形Ⅰ、手形Ⅱ、証券取引法、企業金融法、海商、保険（各2単位。A・Bは違う学科向け）

（ハ）以上をみると、伝統的な商法典に即した科目編成を基本的に採用する大学が依然と

して大勢を占めるが、「保険」「海商」の取扱いについては相当のばらつきがあること、商法典に即した科目に別科目を付加している大学が少ないこと、別科目としては「証券取引法」としている大学が最も多く近年急速に普及していることが明らかになる。また、全体の中では少数であるが、2単位科目に分けている例も少なくないし、商法関係の科目で相当多数の単位を提供する大学もみられる（学科やコースとの関連もあるであろう）。会社法を4単位よりも多くしている大学もあるが、これは教える内容が増加の一途をたどっていることによるのであろう。

履修の学年については、国立大学では3年次以降とするものが多いのに対して、私立大学では2年次以降とするものが圧倒的に多いが（もっとも、3年次以降とする大学も少なくはない）、きわめて少数ながら一部の科目（商法概論的なもの）を1年次から開始するものがある（15, 40, 57, 77）。

### 3 科目構成の理由と改革の必要性——質問（3）（6）

（イ）上述のように、商法関係の科目構成には多様なものがあるが、上記基本型の構成をとる大学では、体系的教育を行うため、基礎を重視するからなどの理由をあげるものが多い。

これに対して、新しい構成をとる大学でも、特に特色のある構成をとる大学において、理由とされている若干の例としては、つぎのようなものがある。現実の経済社会の要請に対応するため、および、従来の商法科目で扱うべき分野の量が拡大したため（5）、2単位としているのは、半年単位の講義により留学などの便宜をはかるため、および、集中的な講義により効果をあげるため（11）、企業法学科の中心をなす重要な科目として位置づけ、その基礎的・理論的知識の修得と、さらに実務的対応能力の要請を教育上の目的と考えているため（62）、科目構成はオーソドックスだが、ゼメスター制をとるうえで2単位科目としているため（76）、すぐれて現代的な企業社会に対応しうる実学としての商法学を提供するとともに、国際化にも視野を広げた対応を行うため（77。同旨として83）などである。

（ロ）全体として、教育効果があがっているかという問に対する回答としては、あがっているという回答が、あがっていないという回答よりも若干多いという結果であった。何をもちて教育効果があがっているかは回答者の主観によるところが大きいし、教育の目的も大学により一様ではないから、回答の評価はなかなかむずかしいが、他の問に対する回答と合わせて考えると、各大学・各担当教員において、いろいろの工夫をこらした商法の教育が試みられており、いろいろ問題はあっても、それなりの効果があがっているという認識を有しているというのが、商法担当者の多数意見であるということであるように見受けられた。

（ハ）商法の科目構成の改革の必要性について、複数校から寄せられた回答例としては、

会社法が4単位では窮屈であるとするもの(2, 3, 30, 31, 35, 69, 76)、商法総論的講義の必要性を指摘するもの(22, 48, 82, 83)、科目の増設の必要性(証券取引法や金融法など)(18, 40, 53, 61, 75)、手形法の見直し(縮小・金融法などへの変更)(1, 2, 6, 61)といったものがあった。そのほかでは、多くの科目を設けているが、履修人数が少数であったり科目が陳腐化しても廃止しにくいし、選択科目が増えて主要科目が履修されないといった意見(53)などがあった。また、私立大学で、新科目の必要はあるが財政的に困難という意見も複数校あった。

#### 4 商法の教育方法の工夫——質問(4)(10)

(イ) 講義の工夫としてあげられた回答としては、具体例をあげるとか、実例を紹介するというような一般的なものを除くと、講義案ないしレジュメの配布、統計資料・判例などの配布・利用、新聞記事を素材とした分析解説、ビデオ教材の使用が複数校により回答されている。そのほかでは、Eメールによる質問の受付およびインターネット・ホームページでの講義概要の公開(32, 60, 83)、企業法実務演習の実施(1クラス50名程度4クラス必修)(62)といったもののほか、具体的な内容は不明であるが、学生に会社を設立させる(86)というものがあった。

(ロ) つぎに、教科書などのあり方については、多様な意見があったが、比較的多かったのは、実例や資料などを盛り込んだ教科書や教材が望ましいというもの、わかりやすい教科書が望ましいというもの、図表などを取り入れたビジュアルな教科書が望ましいというもの、コンパクトな教科書が望ましいというものなどであった。これは、伝統的な学問的価値の高い体系書は現代の学生のための教科書としては不適切ということを裏返して指摘したものであろうか。端的に、旧来の記述中心の教科書では学生の理解がおぼつかないとする意見(39)もある。他方では、一冊で理想を実現するのは困難であり、学習レベルに応じた複数の教科書・教材を使用すべきであるとする意見(11)、高校参考書のような図表などを多用したものが学生に人気があるが、思考のマニュアル化につながっている気がするという意見(72)もあった。

(ハ) 講義の評価制度を実施しているという趣旨と解される回答は5校(7, 40, 42, 69, 86)で、いずれも評価はよいという回答である(実務をもっと知りたいという希望がある(40)とか、具体例による説明をした方が評価される(42)というコメントがあった)。このほか、教官個人ベースで実施しているという回答が若干あった。

#### 5 先端的科目と教育方法——質問(7)(8)

(イ) 21世紀社会への発展との関係で、商法およびその周辺領域で、新しい時代の要請に対応する先端的教育として考えるべき科目や教育方法があるかについては、既に実施して

いるかどうかを問わずに、回答のあった科目をあげると、「金融法」（銀行取引法などを含む）をあげる回答が最も多かった（2, 3, 11, 13, 16, 17, 40, 42, 45, 53, 66, 67, 69, 75, 84）。ついで、「国際取引法」（2, 15, 16, 22, 40, 43, 48, 49, 53, 67, 75, 84）、「証券取引法」（1, 2, 3, 9, 10, 13, 16, 38, 41, 45, 53, 59, 69, 84）が多い。そのほか、複数回答があったものとしては、消費者（保護）法（13, 40, 42, 45, 79）、企業法務（74, 79）、電子式商取引・金融法（4, 18, 73, 80, 83。これは既実施校なしのようである）、交通法（60）がある。また、内容は不明であるが、比較商法（86）、グローバル企業法（49）、アメリカ会社法（42）、比較会社法（トランスナショナル企業法）（7）、比較会社法（24）、外国会社法（45）というグローバル化を意識した回答があった。

他方、先端的科目の教育は大学院で行うべきであるとする意見もあった（32, 39）。

（ロ）大学院の授業科目を利用して、時代的要請にあった商法関係の講義を学部教育として行うことが考えられるかについては、回答があった大学は少数にとどまった。回答があったものとしては、証券取引法、金融法（3）；企業取引法、企業組織法、金融法（4）；金融取引法研究、コーポレート・ガバナンス、コーポレート・ファイナンスなど（67）がある程度である。このほかの回答として、6年制を検討中とするもの（5）、国際企業関係法学科の卒業生、社会人向けの大学院専攻の設置を検討中とするもの（42）があった。

## 6 特色ある商法の教育——質問（9）

（イ）商法関係の教育において、学部として何か特色を出すことを考えているかについては、多様な回答が寄せられたが、多かったのは何らかの意味で実務（企業法務）を意識した教育（そのようなコースがあるとか、企業法務のような講義または演習があるとか、実務家教官・講師がいるなど）をしているという趣旨の回答（9, 33, 42, 53, 69, 72, 79）、および、商法ないし実務中心の学科・コースがある（39<法務キャリアコース>、42<国際企業関係法学科>、59<企業法務コースを検討中>、62<企業法学科>、73<経営法学科>、74<民・商事コース>、82<企業法コース>）という回答である。これに対して、基礎を重視という対照的な回答もある（7, 11, 32）。

このほかには、演習（ゼミ）の重視をあげるもの（4, 10, 48）、科目面での特色をあげるもの（17<実務家のオムニバスによる証券取引法>、20<会社法の理解を中心にした展開>、24<比較会社法、中小企業法、企業会計法>、41<大規模会社法、小規模会社法>、45<国際商取引、電子商取引を検討中>）などがある。

（ロ）実務との関係については、学生の一般的ニーズは実際に利用可能な実用法学の取得にあるので積極的対応が望ましいという意見（30）などがあったが、他方で、実務を意識した教育についての限界を指摘する回答もあった。たとえば、実務の理解を深めることは一般論としては有用だが、時間的制約から法理論を主とすべきであり、法理論を会得して

いれば実務との関係は卒業してから理解できるという意見(1)、実務に配慮するが法的裏付けのない実務慣行を批判し、その是正を働きかけることにも留意すべきであるという意見(11)などがあった。

手続法との関係については、回答はあまりなかったが、企業倒産法の講義を行っている、または、それが必要であるとの意見があった。

## 7 講義の担当者——質問(5)

(イ) 数字で回答のあった53校中、専任教官の数は、2名11校、3名20校、4名13校、5名4校、6名7校、7名2校、8名1校であった。非常勤講師があるものは34校である。

専任教官または非常勤講師のいずれかに実務家(現または元)があるとしたものは25校で、回答校の半数までには達していないが、相当普及していることも裏付けられた。実務家の種類としては、裁判官、弁護士、金融機関法務担当者、一般企業法務担当者、企業役員などである。実務家の担当科目としては、金融関連法が最も多く、「企業法務」的な科目を設置している場合には、一般企業法務担当者や弁護士が活用されている例が多いようである。

(ロ) 実務家による講義などに対する評価としては、実際に即した説明をすることや学問分野にまたがる話がなされることが学生によっても評価される反面、実務家による講義を実施している大学でも、話が体系性・理論性に欠ける憾みはあるという評価も複数校あるし、同様の意見は実施していない大学でもかなりみられる。

## 8 私法全体の教育のあり方——質問(11)

民法・商法・民事訴訟法などの伝統的縦割式の教育については、これを肯定的に評価して、縦割式に対する横割式とでもいうべき教育をまったく不要とするような意見はほとんどなく、縦割式教育には問題点も確かにあるが、そうであるとしても積極的に横割式教育を推進するには問題が多いという趣旨の意見が多かった。横割式教育の可能性としてあげられているのは、テーマ別・問題別の科目を設けるとか、私法入門・私法概論的な科目を設けるといった意見などである。これに対して、商法の科目の講義において民法や民事訴訟法との関連に配慮するとか、演習を活用するという対応をとるべきであるというものが少なくない。また、横割式教育についての問題点を指摘する意見としては、うまくゆけば有益であるが、それは困難であり、体系的理解なしでいきなり総合的に教えることは場当たりの理解につながる(1)とか、基本知識なしでは横断的教育は困難(69)、担当教官の確保が困難(複数校)というような意見が目だった。しかし、縦割方式による教育の上に各科目を組み合わせることで応用することができるための科目はあってよいという意見もあっ

た（2, 13 も同旨であるが、基礎科目の廃止は不可能であり、大学院も視野に入れた教育課程の再編成が急務であるとする）。また、民法との関係では、商行為法・商取引法と民法との関係を検討すべきであるとする旨の意見もあった（12, 15）。

### [3] 民事手続法の教育

#### 1 民事手続法の講義の状況——質問 (2) (3) (6) (10)

(イ) 民事手続法の科目(講義内容)については、今日、(a)「民事訴訟法」・「民事執行法」(または、「民事執行・保全法」)・「倒産法」(または、「破産法」、「倒産処理法」)とする大学が多い。しかし、(b)「民事訴訟法Ⅰ」(判決手続)・「民事訴訟法Ⅱ」(執行・保全手続)・「倒産法」とする大学もわりとあるとともに、(c)「民事訴訟法Ⅰ」(判決手続)・「民事訴訟法Ⅱ」(執行・保全手続)・「民事訴訟法Ⅲ」(倒産手続)という従来の科目構成のままの大学も若干(3, 43)みられる。その他には、(d)「民事訴訟法」(判決手続)・「民事回収法Ⅰ」(執行・保全手続)・「民事回収法Ⅱ」(倒産手続)という新しい科目構成をとる大学(9)もある。なお、これらの科目に加えて、裁判実務特別講義(74)・民事救済制度論(7)・国際民事訴訟法(48, 76)、国際民事手続法・比較民事紛争手続(83)をおく大学もある。

(ロ) これらの科目の単位数・配当学年・必修の有無については、各4単位で、3年から4年にかけての配当、そして、民事訴訟法(判決手続)は選択必修ないし選択、他は選択とするのが、わりと一般的な形のように見える。しかし、民事訴訟法(判決手続)を6単位とする大学もあるし(2, 6, 22, 4は民事訴訟法特殊講義2単位、72は補充特殊講義民事訴訟法2単位を設けている)、6単位としたいと考えている大学(39, 63, 67, 69, 75)もある。また、判決手続を早目に講義し、民事実体法の学習の際に手続法の役割を考えさせ、その相互の関係を意識させることなどをねらって、民事訴訟法(判決手続)を2年後期より始めている大学(6, 30, 69)もある。さらに、民事執行法と倒産法を2単位とする大学も多い(なお、62は2単位の会社更生法を、また、60は4単位の会社更生・和議法を独立の科目としている)。そして、受講者数としては、民事訴訟法(判決手続)は、200人前後が多いが、900人(84)、730人(30)、560人(53)、400人(48, 75)といった大人数の大学もある。民事執行法・倒産法は50~100人前後が多い。

(ハ) 上述のような「判決手続」・「執行・保全手続」・「倒産手続」という「民事手続法」の3つの講義科目の内容は、従来からの伝統的な科目構成として一般に受けとめられているとともに、この順序による講義が段階的・系統的教育として適当と考えられているようである。したがって、今日、こうした科目構成を変える必要は感じられていない。しかし、こうした科目構成の下で行われている民事手続法の講義の効果については、大学からのかなり消極的な評価がみられる(1, 41, 63, 72, 74, 77など)。その原因は次項とも関係するが、同時に、「最近の学生は、簡単に単位を取得しやすい科目を選ぶため、判決手続の講義を受けずに強制執行法を受講したりする」し、「ある科目(例えば、破産法)を講義するにあたり、その前提知識(例えば、手形の不渡り、当事者適格など)を知

らない学生が受講しているため、本来その科目で講義すべき内容について触れる時間が限定されてしまうこと」の問題点の指摘（13, 83）もある。

（二）学生による制度的な講義の評価は実施されていない大学が多いようであるが、個別に実施された場合（なお、83では「1科目につき、4～5回にわたって学生の評価を求める」とされる）の民事手続法についての従来の一般的な評価としては、「用語が難しく、他の科目と比較して概念的」（1）であるため、「難しすぎるという評価」（7）がある。そこで、学生からは、「具体的事例をもとにした解説を望む声」（53）や、「ビデオ教材の利用を始め、手続の流れの具体的イメージのつかめる講義内容への希望」（10）がしばしば出されている（6, 83）。それとともに、司法試験などを受けない学生たちからは、「どこが実生活で役立つのか、その視点から講義してほしい」という要望のあること（27, 41）が、指摘されている。なお、「民事訴訟法の解釈論よりは、比較民事紛争処理手続のように、歴史的・社会的背景の差異によって手続の差異を論じうる比較制度論のほうが分かりやすい、という評価がみられた」という報告もある（83）。

## 2 民事手続法全体についての入門的講義——質問（1）

民事手続法についての学生の理解を助けるために、これらの講義をするまえに、まず、民事手続法全体の理解を与えるような講義（例えば、「民事手続法概論」「裁判法」など）が行われているかの問いに対しては、行っていないと答えた大学が28校、行っていると答えた大学が29校、無回答が3校であった。

（イ）行っているという大学では、1年ないし2年用の「裁判法」として行っている場合が多い（2, 3, 38は2単位、24, 25, 26, 35, 53, 57, 83などは4単位）。その他には、1年前期の法政基礎講義Ⅱ（司法制度論）（2単位）と同Ⅲ（実定法入門）（2単位）の中で行う大学（7）、1年の民事法基礎講義（4単位、33）や、民事法基礎論（4単位、4）の中で行う大学、1年前期の「裁判と法」（2単位、62）、1年の民事裁判入門（4単位、79）、1年次以上の現代裁判制度入門（4単位、67）、1年の法曹論（2単位、42）、2年の「民事司法の実際」（2単位、69）や民事紛争処理法（60）、2年以上の民事紛争処理論（12）として行う大学がある。さらに、2年以上の民事訴訟法Ⅰ（2単位）を民事手続法概論として位置づけている大学（11）もある。

こうして、裁判法は、多く1・2年配当とされているが、裁判法（2ないし4単位）を3・4年配当の専門科目として講義する大学（32, 41, 42, 61, 73）もある。また、3・4年に民事紛争処理法（4単位、45）をおいている大学もある。

（ロ）行っていないと答えた大学でも、民事訴訟法の講義の序章などで民事手続法全体の概観を行っている（22, 48, 75）とか、裁判法（30, 49）・裁判法概論（1, 84）・民

事手続法入門(77)を必要と考えているとする大学がある。

(ハ)以上からみると、民事手続法の場合にも、司法制度や民事訴訟についての全体的な概観をまず学生に与えてから講義に入ることを適当と考える大学が今日多くなってきているといえる。

### 3 民事手続法の教育方法の工夫——質問(4)

(イ)民事手続法についての学生の理解を容易にするうえから、伝統的な講義方法のほかに、講義の仕方についての工夫があるかの回答としては、(a)第一に、具体的な設例ないし実例によって説明していく方法をあげた大学が多い(11, 16, 24, 30, 41, 48, 84)。これに関しては、将来の計画として、各重要テーマの説明が終了した時点で具体例について受講者に考えさせるようなレポートを課したいとした大学(74)もある。(b)第二に、訴状・答弁書などの書式例、しかも、できるだけ実物に近いものを学生に配布して、これを見ながら説明をしていく方法があげられている(11, 15, 16, 30, 39, 69)。法廷の絵など視覚上の理解を容易にする資料も配布されたりする(11)。(c)第三に、実務運営についての知識を概説しておく方法も考えられている(75)。この点では、研究者による理論的・基礎的な教育に実務家による体験談を交えた実践的な教育を加えるものとして、両者のジョイント講義を必要と考えている大学(77)もあるし、1年用の法曹論で、こうした専任教員と法律実務家のオムニバス形式による講義をしている大学(42)もある。(d)第四に、法廷傍聴を積極的に行ったり(12, 33, 35, 41, 74, 75, 77, 80, 84)、講義外で、法廷傍聴をすすめたり(4, 24, 53)、その傍聴後にレポートを提出させる大学もある。これと同様の趣旨から、模擬裁判をしたり(24, 33, 45)、模擬法廷でこれを行う大学(73, 77)もある。

これらの工夫は、一般になじみの少ない民事手続についての講義をできるだけ学生に身近なものとしてとらえさせようとする意図によるものであるが、それと同時に、伝統的な講義そのものでも、レジュメ、たとえば、B4で2～3枚を配布して行う大学(1, 11, 17, 18, 72)も目につくし、講義についての質問用紙を配布する例(1)もある。そして、講義では、できるだけ板書する(30)とか、領域によって専門業績の誇れる方を1～2時間の臨時講師として招いたり、学生の視野を広げるために外国人講師による分かりやすい講演を加える大学(6)もある。さらに、民事訴訟法Ⅱ部(多数当事者訴訟、上訴・再審、民事執行・保全法)の講義の最初で、Ⅰ部の試験についての講評や注意すべき点などを学生に説明して、フォローアップを図っている大学(3)もある。

(ロ)以上と関係して、教科書としてどのようなものが理想的かについては、(a)「手続法の基本原理と実際の手続の流れを立体的にイメージできるような簡略な教科書」(53,

同旨 12, 30, 60, 69)、(b)「具体的な書式等もとり込んだもの」(12, 18)、(c)「最近の学生は抽象的な法律論についてゆけないので、出来る限り具体的な事例にそって解説してゆくという教科書」(63, 同旨 73)、(d)「基本的事項にもれなく触れつつ、新しい動きにも対応したもの」(16, 同旨 1, 30)、(e)「できるだけ平易に書かれ、かつ短くまとまっているもの、具体的には150頁程度のものがよい」(24)、(f)「うすいがすべての論点か結論が示されており、かつより深い学習を望む者にはすぐにより詳しい解説が見つけれられる参考文献の引用があり、より詳しく進んでいける段階的なしくみとなっているもの」(27)、そして、(g)「変化を持たせるため、横書きであれば、途中で縦書きのものを入れたり、図表は是非入れるべきである」(13)などの指摘がみられる。

(ハ) 教材としても、上の傾向と関連して、(a) 民事訴訟法の流れを具体的イメージの下に理解することを可能とするようなものが望まれ、Audio Visual教材の作成も考えることが必要とされる(7, 10, 22, 82, 83)。この見地から、裁判を扱ったビデオ・テレビドラマ・小説・漫画などを講義時間外で学生に数多く見たり読んだりしてもらおうとする大学(24)もある。(b) それと同時に、「教材は担当者が講義計画にあわせて作るのがよい」(10)とし、「判例・統計・新聞記事等の資料を補助教材として毎年新しいものを作成して配布することが極めて有効である」(39)との声もある。(c) その他には、「それぞれの論点について重要な論文のさわりの部分を抜粋して編集したものがあればよい」(1)という希望もみられる。

#### 4 先端的教育科目と教育方法——質問(7)(8)

(イ) 21世紀社会への発展との関係で、民事手続法およびその周辺領域で、新しい時代の要請に対応する先端的教育として考えるべき科目や教育方法があるかについては、学部教育としてはこうした科目は必要でないとする考えもみられる。すなわち、「学部で、どこまで先端的な教育を行なうべきかは、検討の必要がある。学部では、基本的な問題が十分に理解できるように、思いきってシンプルな形にする方がよいのではないか。基本的なことを十分に時間をかけてやりたい」という見解(2)であるが(同旨 22, 72 など)、積極的立場からは、つぎのような科目が話題とされている。

(a) 第一に、「国際民事訴訟法」の設置を考えようとする大学がわりとある(15, 24, 32, 38, 53, 67, 73, 75, 80)。これとの関係で、「国際倒産法」設置の必要をあげる大学もある(24, 77, 80。7は国際倒産法を国際民事訴訟法の中に含める)。しかし、国際民事訴訟法や国際倒産法を学部段階の科目として開講することには、疑問をしめす——大学院レベルの科目とする——大学もある(10, 42。3, 7は大学院で2単位の国際民事訴訟法を開講している)。

(b) 第二に、「裁判外紛争処理論」的な科目の設置を必要と考える大学もある(35, 63, 3は個人的見解として)。これとの関係で、「仲裁法」をあげる大学(32, 67, 80)もあり(これに対し、2は仲裁や保全手続をむしろ大学院でする必要があるとみる)、また、「今後は、独立の市民による自立的な紛争処理という観点から紛争処理学や紛争処理法という統一的な学問体系を考えて、この中に(私法及び)民事手続法を、発展的に解消していくべきではないか」との見解(18)もある(44は紛争処理法を実体法と組合せて教育していきたいとする)。

(c) 第三に、つぎのような科目を必要とする見解もみられる。①まず、「法的交渉などの技術を習得する科目を考えるべきである」(1, 82)。そして、「交渉学、模擬裁判といった実験的な教育科目が望まれる。あるいは、弁護士事務所、裁判所、企業法務での研修制度(インターン)が確立すればと願っている」(9)という声もある。②つぎに、「外国(あるいは、比較)民事手続法入門——アメリカ・イギリス・フランス・ドイツ・中南米諸国・アジア諸国などについて——」が望まれる(6)とか、③「リカレント教育または生涯教育との関係で、新しい民事手続法の教育科目の整備が必要」との見解(11)もある。

(ロ) 大学院の授業科目を利用して、時代的要請にあった民事手続法関係の講義を学部教育として行うことが考えられているかについては、考えていないとする大学が圧倒的に多い。しかし、大学院の国際民事訴訟法(2単位、3)や国際民事紛争処理法研究(4単位、67)が学部学生に開かれている例があるし、「民事手続法の現代的問題を扱う大学院向け講義を民事訴訟法既修の学部学生に解放し、共通科目化することも検討中」とする大学(10)もあるとともに、考えているがまだ具体化していないとする大学(6, 39)もある(9は、「例えば、住専処理問題特別講義とか金融機関倒産特別講義あるいは消費者破産特別講義といった時代を反映したテーマを検討しているが、現状では人員的に困難であり、計画までには至っていない」とする)。なお、社会人大学院制度などとの関係でも、学部の民事手続法関係の講義を大学院生にも履修可能とする方向で、学部と大学院の間の相互乗入れが必要であるとの意見(13, 15)もみられた。

## 5 講義の担当者——質問(5)

(イ) 専任2名という大学が多いが、1名という大学(1, 20, 27, 30, 40, 63, 66, 74, 82, 86)のほか、3名(4, 7, 10, 11, 12, 43, 48, 76, 77)、4名(3)、5名(25)という大学もある。専任は、研究者である大学が多いが、専任の約半数(たとえば、2名のうちの1名とか、3名のうちの2名など)が実務家ないし実務家出身(とくに元裁判官)という大学(24, 25, 26, 43, 45, 48, 53, 76)も多くなってきている(79は元一流会社

取締役)。専任すべてが実務家という大学(45, 66)もあるが、私学の教員は弁護士とされるので、研究者が弁護士資格を取る場合は、この形となる)。

非常勤講師は、1名の大学が多く、ついで2名であるが、8名という大学(42)もある。非常勤講師は、弁護士に頼む大学も多いが(35, 39, 40, 43, 45, 53, 66, 73, 74)、上の8名の非常勤講師は、裁判官・検察官・弁護士をそろえている。

(ロ) 実務家による講義の意義と問題点については、(a)「民事手続法は、実務をふまえて講義をすることが必要」(44)であり、「実務家は、その経験に基づき、ときには荒々しく、またときには悲哀をもって、生々しい現場の雰囲気や学生に伝えていくことができる」(24)から、「具体的なイメージを与える」(74)とともに、「多様な事例にもとづく」講義がなされて(53)、「抽象性を免れ」(48)、「学生に興味を抱かせられる」(66)ので、「実務家が担当する科目としてふさわしいように思う」(44)という意見がある。

(b) しかし、その反面で、実務家による講義については、「学理よりも実際面に比重が置かれすぎる危険があるかも知れない」とか、「実務家の中でも、よく学問に取り組んだ方の講義はたいへん有益である。しかし、そうでない方の場合は単なる昔がたりになり、学生が体系的に理解しがたくなる」とか、「自己の実務体験を過大評価するといった問題点がある(人によっては)あると思う」とか、また、「学会で最も議論されているテーマはなんであるかについても認識に乏しい危険がある」とされる。(c) その結果、実務家による講義については、「実務の観点から講義がなされていること、又、学生の興味を引く上で効果があるが、授業内容に関して学生の一部から批判もないではない」とされ、そこから、「講義の仕方にもよるので一律にはいえないが、学部の段階では実務家による長所は生かすににくいと考える」という意見や、学部の講義では、「専任の講義内容との連携がとれないと、受講生に対して両者の関連性が十分理解されないことになる」とか、「講義が実務的な経験談に終始しないよう、専任教員との打ち合わせが必要と思われる」といった意見がみられる。

## 6 特色ある民事手続法の教育——質問(9) 1

(イ) 民事手続法関係の教育において、学部として何か特色を出すことを考えているかについては、とくに考えていないと答えた大学が大半である。その中には、「何か特色を出す必要はあると思うが、むずかしい」とする大学(82)もあるが、「法学部教育としては、基礎理論を十分に理解させればそれで十分であると考え」(60, 72)としたり、「いわゆる法律的な物の考え方の涵養に努めている」(77)とする考えが示されており、これが多くの大学の考え方ともみられる。

(ロ) 学部の特色として、「優秀な研究者(日本人・外国人を問わず)による専門領域に

についての講義・講演」(6)をすることをあげたり、「法曹、行政官、金融関係など各種の分野の専門家に恒常的な講義を依頼し、2年次生の進路選択、学習意欲の引き出しに役立てる」(12)ことをあげる大学などもあるが、その他に、「学生のほとんどが公務員や一般企業に就職を希望する本学の場合、法曹教育を前提とする従来からの教育方法では十分に対応できない。そこで、学生が社会に出て訴訟手続、執行手続あるいは倒産手続に直面した際に、その手続の『ユーザー』として落ち着いて対応できるようにとの視点を意識して講義している」とする大学(22)や、「民事手続法を学ぶ意義は、司法試験等を受験しない学生にとっては、結局、一人の社会人として、紛争処理の技法を身につけることにあると思うので、そのような技法を身につけるために役立つ」講義をしているという大学(82)もあり、これも一つの特色とみることができよう。

## 7 実体法と手続法の教育——質問(9)2、(11)

(イ) 私法全体の教育のあり方、とりわけ、民法・商法・民事手続法などの科目の縦割り方式による教育の問題点については、実定法との関係で、現在の縦割り方式による教育には意味があるとする考えが強い(9, 24, 66, 73など)。しかし、現実の問題を解決する際には実体法と手続法の総合的理解が必要となるので、その見地からの総合的教育の方法がいろいろと提案されている。

(ロ) そうした具体的方法として、つぎのようなものがある。(a) まず、カリキュラムの編成で総合的教育の実をあげようとするもので、「1年次の『法学』などの時間に全体的・俯瞰的に各科目の話しをし、連絡づけるようにする」方法(48)がある。「裁判ないし裁判制度というものに馴染んでもらい、かつこれを通じて実体法や手続法の概論を学んでもらう『裁判法』という講座を、1年次に配当し……、又、より実践的な法学・法律学を学んでもらう『法学入門』という講座を、一年次の必修科目として新たに導入し……、これらの手当てにより、その後に学ぶ民法、商法、民事手続法などの専門科目が、従来のように『縦割り方式』で組み立てられていても、従来と比較すれば、よりスムーズにその後の専門科目の勉強ないし研究に移行できると考えている」(24)とされる。(b) つぎに、「実体法の講義と手続法の講義とを問わず、従来にも増して、それぞれの講義の中で、お互いの領域との関連性を学生に理解させる」(24)という方法で、この見地からは、「実体法と手続法とは車の両輪の如く作用するということをはじめに強調し、手続法の授業に民法・商法の復習をとり入れる」(39)とか(同旨11)、「執行法・倒産法では、つねに、とくに物権法や債権法との関連を意識して、民法の補習的要素を含めた講義を(する)」(73)ものとされる(同旨53, 67, 77)。しかし、そのためには、「大学教員も日本のように一つの科目だけしか主に担当しないというのではなく、関連科目なども講義できる資

質を有する教員の育成につとめるべきである」(6)とされる(2, 16, 22, 30)。そして、(c)さらに、講義面での工夫の方法もあげられる。第一に、「民法、商法、民事手続法を勉強した学生に対しては、これらを総合したゼミナール形式などの講義で、縦割り方式の教育の欠陥を是正することが必要かも知れない」(63)とされる(13, 75, 83, 84)。そこで、「不動産に関する紛争、交通事故、会社訴訟などのトピックを中心にして実体法・手続法両方の分野の担当者が合同で講義を組み立てること」(12)も提案される。第二に、「例えば、担保物権法と民事執行法の講義は、より有機的に関連づけた方が学生の理解を助けるであろう」(22)とされ、また、「例えば知的財産法といった科目に手続法がコミットするような合同科目を設けることは検討に値するように思われる」(9)とされる。そして、現に「手続法から見た民法」と題するゼミナールを開設している大学(16)もある。

#### ◇おわりに

第2次大戦前は、大学の数も少なく、大学を志望する学生の多くは、将来の進路を決めたうえで、目的意識をもって大学に入ってきたから、彼らは、大学で自律的に勉強をするのを常とした。これに対し、戦後は、大学が大衆化し、しかも最近では偏差値を基準にして、目的意識もなく大学に入ってくる学生も少なくない状態なので、大学としても、学生の扱いに大きな変化を迫られている。

その結果、法学部でも、戦前は法律学科と政治学科のような区別で足りたのに対し、いまや、学生のために、勉学指導や将来の進路指導の意味などもこめて、実に多様なコース制を設ける大学が多くなってきている。と同時に、自立的な学問態度の不十分な多くの学生のために、なるべく効率的な教育システムを考え、まず、導入科目を講義し、ついで、専門科目を教えるに際しても、はじめに全体を眺めてから入っていく手法をとるようなことを考える大学が増えている。また、従来は3・4年次の学生に対して行った演習も、1・2年次用のものを開設し、法の学び方、本の読み方などを懇切に指導する大学が増加している。

さらに、日本の社会は、国際化し、情報化し、複雑化していくなど大きな変化に直面しているので、ここから生ずる問題を扱う国際的・先端的科目や学際的・総合的見地からの科目を取り込んでいくことも、法学部の教育に課せられた使命となり、伝統的な科目のほかに新しい多様な科目が法学部のカリキュラムにも登場してきている。

以上のようなことを、われわれは、今回のアンケート調査に対する回答から読みとることができた。ここには、各大学のいろいろな知恵が示されているので、21世紀に向けた法学部教育・民事法学教育のあり方を考えるにさいして、この調査結果を有効に活用願いたいと思う。と同時に、法学部の学生の中には、司法試験を受験しようとする学生がおり、これらの学生の多くが予備校通いをして受験していくという事実も直視して、法学部教育がいかにあるべきかについての問題も、真剣に検討される必要がある。これは、学部教育と大学院教育の関係の問題にも発展する面をもつが、これらの重要な問題についても、今後、このアンケート調査にもとづいて活発な議論のなされることを期待したいと思う。

最後に、多くの質問を内容とした今回のアンケート調査に対し、ご多忙中をご協力くださった各大学の法学部長および担当教員の方に心から御礼を申し上げたいと思う。

[アンケート調査用紙発送先]

- |             |            |             |
|-------------|------------|-------------|
| ① 北海道大学     | ③⑤ 駒澤大学    | ⑥⑨ 龍谷大学     |
| ② 東北大学      | 36 上智大学    | 70 大阪学院大学   |
| ③ 東京大学      | 37 成蹊大学    | 71 大阪経済法科大学 |
| ④ 一橋大学      | ③⑧ 成城大学    | ⑦② 関西大学     |
| ⑤ 新潟大学      | ③⑨ 専修大学    | ⑦③ 近畿大学     |
| ⑥ 金沢大学      | ④⑩ 創価大学    | ⑦④ 摂南大学     |
| ⑦ 名古屋大学     | ④① 大東文化大学  | ⑦⑤ 関西学院大学   |
| 8 京都大学      | ④② 中央大学    | ⑦⑥ 甲南大学     |
| ⑨ 大阪大学      | ④③ 帝京大学    | ⑦⑦ 神戸学院大学   |
| ⑩ 神戸大学      | ④④ 東海大学    | 78 姫路獨協大学   |
| ⑪ 岡山大学      | ④⑤ 東洋大学    | ⑦⑨ 奈良産業大学   |
| ⑫ 広島大学      | 46 日本大学    | ⑧⑩ 広島修道大学   |
| ⑬ 香川大学      | 47 法政大学    | 81 松山大学     |
| 14 九州大学     | ④⑧ 明治大学    | ⑧② 久留米大学    |
| ⑮ 熊本大学      | ④⑨ 明治学院大学  | ⑧③ 西南学院大学   |
| ⑯ 東京都立大学    | 50 立教大学    | ⑧④ 福岡大学     |
| ⑰ 大阪市立大学    | 51 立正大学    | 85 宮崎産業経営大学 |
| ⑱ 北九州大学     | 52 早稲田大学   | ⑧⑥ 沖縄国際大学   |
| 19 札幌大学     | ⑤③ 神奈川大学   | 87 清和大学     |
| ⑳ 札幌学院大学    | 54 関東学院大学  | 88 桐蔭学園横浜大学 |
| 21 北海学園大学   | 55 高岡法科大学  |             |
| ⑳② 東北学院大学   | 56 北陸大学    |             |
| 23 秋田経済法科大学 | ⑤⑦ 山梨学院大学  |             |
| ⑳④ 白鷗大学     | 58 朝日大学    |             |
| ⑳⑤ 関東学園大学   | ⑤⑨ 愛知大学    |             |
| ⑳⑥ 駿河台大学    | ⑥⑩ 愛知学院大学  |             |
| ⑳⑦ 獨協大学     | ⑥① 中京大学    |             |
| 28 中央学院大学   | ⑥② 名古屋経済大学 |             |
| 29 青山学院大学   | ⑥③ 南山大学    |             |
| ⑳⑩ 亜細亜大学    | 64 名城大学    |             |
| ⑳⑪ 学習院大学    | ⑥⑤ 京都学園大学  |             |
| ⑳⑫ 慶應義塾大学   | ⑥⑥ 京都産業大学  |             |
| ⑳⑬ 国学院大学    | ⑥⑦ 同志社大学   |             |
| 34 国士舘大学    | 68 立命館大学   |             |

(○印は、回答のあった大学)

(各大学法学部長) 殿

日本学術会議

民事法学研究連絡委員会

委員長 林 屋 礼 二

(東北大学名誉教授)

「21世紀に向けた法学部教育および民事法学の  
教育」に関するアンケート調査について(依頼)

拝 啓 初冬の候、ますますご清祥のことと拝察いたします。

さて、今日の大学における法学部教育は、多面的な問題を抱えております。科学技術などの進歩により伝統的な法律学が予想していなかったような先端的な問題が生じているとともに、国際的な、また学際的な教育の必要も高まってきております。さらに、法学部教育のあり方についても、近年抜本的な見直しが行われる機運にあります。とくに、大学が大衆化したという視点から、戦前の大学教育とは異なって、学生が理解しやすい講義を提供する必要があるという認識によって、また、四年一貫教育の導入によって、基礎的な教育のあり方が再検討され、各大学で実験的な試みが行われております。それと並んで、法学部教育と法曹教育の関係なども、問題となっております。そして、こうした傾向は、民事法学の教育のうえにも、大きく影響を与えてきております。

そこで、日本学術会議民事法学研究連絡委員会では、以上のような状況の下で21世紀を迎える民事法学の教育のあり方について検討することを今期の研究課題といたしており、そのための資料を得るうえで、この度、法学部をもたれる大学に対して、アンケート調査を実施することといたしました。このアンケート調査では、上記のような理解にもとづいて、まず、第I部で総論的に、「21世紀に向けた法学部教育のあり方」との関係で、貴学部における法学教育の現状と今後の展望を伺い、その後に、第II部で各論的に、「21世紀に向けた民事法学の教育のあり方」として、民事法学の各分野(民法・商法・民事手続法・無体財産法)の教育の現状と今後の展望をお伺いしたいと考えております。

その際、私どもといたしましては、各大学の教育現場で行われている実践とその成果を集めることによって、法学教育の現状と改革の方向を明らかにするとともに、それらの各大学における知恵の成果を、法学部をもつ大学の共有財産とすることを意図しております。こうして、本調査が意識の分布をさぐる世論調査ではないことから、以下のアンケートでは、お時間をとる自由記載欄が多くなってはおりますが(書ききれない部分は適宜用紙の追加をお願いできれば幸いです)、なるべく多くのお知恵をお教えいただけることを期待いたしております。年度末のご多忙のなか、お手数をおか

けして誠に恐縮に存じますが、以上の趣旨をご理解いただき、貴学部の関係教員とご相談のうえ、平成9年3月15日(土)までにご回答いただけますよう、ここにお願い申し上げます。なお、第I部についてのご回答は、今後の法学部教育のあり方を考えるための貴重な資料となりますので、日本学術会議法学政治学教育制度研究連絡委員会法学教育制度専門委員会の方からも、この成果を利用して研究させていただきたい旨の申し出を受けておりますので、この点も併せてご了承いただけますようお願い申し上げます。 敬 具

(付記) このアンケートについて、ご質問がある場合には、下記の日本学術会議民事法  
学研究連絡委員会委員にお尋ねください。

林 屋	礼 二	東北大学名誉教授	0 2 2 - 2 7 2 - 3 1 5 8 (自宅)
内 田	勝 一	早稲田大学法学部教授	0 3 - 3 2 0 3 - 4 1 4 1 (大学)
前 田	庸	学習院大学法学部教授	0 3 - 3 9 8 6 - 0 2 2 1 (大学)
山 下	友 信	東京大学法学部教授	0 3 - 3 8 1 2 - 2 1 1 1 (大学)
水 野	紀 子	名古屋大学法学部教授	0 5 2 - 7 8 1 - 5 1 1 1 (大学)
菱 田	政 宏	関西大学法学部教授	0 6 - 3 8 8 - 1 1 2 1 (大学)
江 口	順 一	大阪大学法学部教授	0 6 - 8 5 0 - 5 1 5 7 (大学)

(送付先) ☎106 東京都港区六本木7-22-34  
日本学術会議事務局学術部学術課  
第2部担当 北 村 実  
TEL 03-3403-6291 (代表)  
FAX 03-3403-1982

(事務担当) 日本学術会議事務局学術部学術課  
第2部担当 北 村 実  
電話 03-3403-5706  
Fax 03-3403-1982

## 第 I 部 法学部教育の現状と 21 世紀への展望について

「21 世紀に向けた民事法学の教育のあり方」についてお尋ねする前に、「21 世紀に向けた法学部教育のあり方」についてお尋ねします。

(1) 貴学部では、コース制をとっておられますか。(Yes → 1、No → 2)

1. ①各コースの名称を下の欄にお書きください。②コース制は、どのような目的から設置されましたか。また、その目的のために、現在のコース制は機能しているとお考えですか。③現在のコース制を、今後変更することを考えておられますか。

2. ①今後、コース制を採用するお考えはありますか。②とくに、コース制を採用されない理由があれば、お聞かせください。

(2) 貴学部では、個別の法領域についての専門的講義に入る前に、その理解を助けるための準備的な — ある程度包括的な内容の、導入的意味をもった — 科目(例えば、「近代国家と法」「実定法入門」「司法制度論」「現代政治論」のような)を設けておられますか。なお、この質問に対する回答は、(4)の質問と重複しないようにお答えください。(Yes → 1、No → 2)

1. ①科目の名称を下の欄にお書きください。②この種の科目を設けた成果は、あがっていると評価されますか。

2. 今後、この種の科目を設ける予定はありますか。

(3) 上記の(2)と同趣旨の質問です。同じような準備的な目的からの演習を設けておられますか。(Yes → 1、No → 2)

1. ①その演習は、従来の学部の演習とどのように異なりますか。②その演習は、どのような内容と水準のものとして、どのような規模で行っておられますか。③その成果は、あがっていると評価されますか。

2. 今後、そうした演習を設ける予定はありますか。

(4) 貴学部では、「法学」「法学概論」「法学入門」といった科目を設けておられますか。(Yes → 1、No → 2)

1. ①科目の名称を、下の欄にお書きください。②法学教育のうえで、その成果は、あがっていると思いますか。

2. とくに、このような科目を設けない理由があれば、お聞かせください。

(5) 今日、大学は大衆化しており、この傾向は 21 世紀においても続くと考えられますので、その点からは、— 戦前の大学教育とは異なって — 「法学部教育のあり方」としても、できるだけ学生が理解しやすい形で教育をする必要があるとする考え方がありますが、貴学部は、基本的にこうした教育方針をとられますか。

(Yes → 1、No → 2)

1. 貴学部が採用される上記の(1)コース制、(2)導入講義、(3)導入演習、(4)法学のなかで、とくにこうした教育方針から設けられたものをお示してください。

2. 貴学部における現在および21世紀に向けての法学部教育をめぐる基本方針についてお教えてください。

(6) 上記のような、学生が理解しやすい形の教育を行うために、貴学部では、学生による講義の評価を行っておられますか。(Yes → 1、No → 2)

1. ①その評価の具体的方法と、そうした講義評価の効果についてお教えてください。また、②シラバスは作成されていますか、それは義務的ですか。

2. ①今後、こうした学生による評価を行う予定をおもちですか。②とくに、こうした評価を行わないことの原因があれば、お教えてください。③シラバスは作成されていますか、それは義務的ですか。

(7) 貴学部では、最近、カリキュラムの改革を行われましたか。

(Yes → 1、No → 2)

1. ①カリキュラム改革の意図は、どのようなものでしたか。その改革は、大学設置基準の大綱化と関係がありますか。②改革の成果は、あったと評価されますか。障害となるものがあつたとすれば、それは何ですか。③21世紀の法学部教育に向けて、さらに改革のご計画があれば、お教えてください。

2. 今後の改革のご予定があれば、お教えてください。その際の改革の目的として、どのようなことを考えられますか。

(8) 貴学部では、法学部教育のなかで、法曹育成のための教育ということを重視しておられますか。(Yes → 1、No → 2)

1. それは、どういう形で実現されていますか(例えば、コース制の採用とか、とくに法曹希望者のための科目の設置とか、実定法の講義における司法試験受験への配慮など)。②司法試験の受験生が、もっぱら予備校通いをしていることについては、どのようにお考えですか。

2. ①法学部教育と法曹育成教育の関係は、どのようにあるべきものとお考えですか。②司法試験の受験生が、もっぱら予備校通いをしていることについては、どのようにお考えですか。

(9) 国際化社会が発展する21世紀を迎えるに当たっての対応について、お尋ねします。貴学部では、海外からの留学生に対して、特別なコースや教育方法を設けておられますか。(Yes → 1、No → 2)

1. ①そのコースや教育方法の具体的な概要についてお聞かせください。②留学生は、1学年におよそ何人ぐらいで、どういう国からの留学生が多いですか。③留学生教育を今後進めていくうえで、克服すべき障害があるとすれば、それはどのようなものですか。
2. ①今後そうしたコースや教育方法を採用する計画をおもちですか。②留学生は、1学年におよそ何人ぐらいですか。③留学生教育を今後進めていくうえで、克服すべき障害があるとすれば、それはどのようなものですか。
- (10) 上記と同趣旨の質問です。日本人学生のための国際化への対応として、英語による講義を行っておられますか。(Yes→1、No→2)
1. ①それは、どのような科目や演習において行われていますか。②その方法や成果についてお聞かせください。③なお、貴学部の科目に、伝統的な「国際(公)法」「国際私法」以外で、「国際」を冠したものがあれば、下の欄にお書きください。
2. ①今後、そのような計画をおもちですか。②なお、貴学部の科目に、伝統的な「国際(公)法」「国際私法」以外で、「国際」を冠したものがあれば、下の欄にお書きください。
- (11) 情報化社会が進展する21世紀に向けて、貴学部では、情報化社会の問題解明のための法学教育を用意しておられますか。(Yes→1、No→2)
1. 科目名・単位数・配当学年を下にお書きください。
2. 今後、そうした科目の設置を考えておられますか。
- (12) 上記のことに関して、OA機器を利用した教育は行われておりますか。(Yes→1、No→2)
1. ①どのような科目で、どのような機器が使用されていますか。②科目ごとの教材情報のネットワーキングが大学間で行われる可能性について、どのようにお考えですか。
2. 今後、このような計画をおもちですか。
- (13) 社会関係が複雑化し高度化する21世紀社会に向けて、従来のような個別的な学問分野の科目に対し、総合的な見地からの教育を行う科目(例えば、「環境法」「消費者法」など)を設ける必要があると考えられますか。(Yes→1、No→2)
1. ①どのような計画をおもちですか。②既に、こうした科目を設けておられる場合には、その科目の名称・単位数・配当学年を下欄にお書きください。こうした科目に対する学生の反応はどうか。

2. 今後、このような科目を設ける計画をおもちですか。

(14) 大学院専修コースについてお尋ねします。貴大学大学院研究科では、伝統的な研究者養成以外を目的とした大学院教育を行っておられますか。

(Yes → 1、No → 2)

1. ①どのような人を対象とした大学院教育ですか。②その教育内容は、研究者養成の大学院教育と具体的にどのように異なっていますか。③その教育のうえで難点や障害があれば、お聞かせください。④こうした教育の将来性について、どのような見通しをおもちですか。

2. この種の大学院教育を行われる予定はありますか。

(15) 一般の社会人教育についてお尋ねします。貴学部では、— 生涯教育との関係で — 社会人用に特別なコースを設けておられますか。(Yes → 1、No → 2)

1. ①そのコースでは、どのような内容の法学教育が行われていますか。②どのような人(性別、年齢、職業など)が入学していますか。定員は何名ですか。③21世紀において、この種の社会人教育は、さらに必要になるとお考えですか。④社会人について、学部教育と大学院教育とでは、それぞれどのような問題点があると思われますか。

2. ①今後、このようなコースを設ける予定をおもちですか。②社会人について、学部教育と大学院教育とでは、それぞれどのような問題点があると思われますか。

(16) 「21世紀の法学部教育のあり方」について、以上のほか、ご意見があれば、是非お聞かせください。その際、法学部教育と大学院教育の関係のあり方についてお伺いできれば幸いです。

お忙しいなか、ご協力いただき、ありがとうございました。

---

## 第Ⅱ部 民事法学の教育の現状と21世紀への展望について

以下の質問は、民法・商法・民事訴訟法・無体財産法の各科目ごとに分けてお答えください。

[1] 民法の教育についてお尋ねします。

(1) ①民法について講義をする際に、まず、民法全体について理解を与えるような講義(例えば、「私法原論」「民法概論」など)を行っておられますか。②行っておられる場合には、その講義の名称・単位数・配当学年を下欄にお書きください。③その成果は、あがっていると評価されますか。

(2) 貴学部の民法の科目(講義内容)・単位数・配当学年・必修の有無・受講者数を下

にお書きください。

<例> 民法第1部（民法総則）・4単位・2年次前期・私法コースのみ必修  
・200名

- (3) ①貴学部が上記のような科目構成をとられている教育上のねらいについて、お聞かせください。②そのねらいは、十分効果をあげていると考えられますか。③もし、教育効果が思うようにはあがっていない場合には、どこに理由があるとお考えですか。
- (4) ①民法についての学生の理解を容易にするうえから、伝統的な講義方法のほかに、講義の仕方についての工夫があれば、お聞かせください。また、②教科書や教材については、どのようなものが理想的と思われるかについて、お聞かせください。
- (5) ①民法関係の講義の担当者は、何名ですか。専任教員だけですか、非常勤講師も担当していますか。その専任教員や非常勤講師のなかに、元（あるいは現）実務家もおられますか。②こうした実務家が担当される場合に、その実務家の種類（裁判官、弁護士など）と、実務家による講義の意義および問題点についてのお考えをお聞かせください。
- (6) 今後も、「民法」としては、上記の科目構成で良いと思われますか。もし、何らかの改革（講義科目の増加、科目編成の変更など）が必要とお考えの場合には、改革の方向と理由、および、実現の見通しと障害について、お聞かせください。
- (7) 21世紀社会への発展との関係で、民法およびその周辺領域で、新しい時代の要請に対応する先端的教育として考えるべき科目や教育方法があれば、お教えてください。既に、そうした科目が採用されている場合には、その科目名・単位数・配当学年について、下にお書きください。
- (8) 大学院の授業科目を利用して、時代的要請にあった民法関係の講義を学部教育として行うようなことを考えておられますか。現在、既にこうした学部と大学院の共通科目が設けられている場合、または、計画が具体化している場合には、その科目名と単位数を下にお書きください。
- (9) ①民法関係の教育において、貴学部は、何か特色を出すことを考えておられますか。②学生に、実務との関係についての理解を深めさせることや、実体法と手続法の関連性を理解させることの必要などについても、お考えがあれば、お聞かせください。
- (10) 貴学部で学生による講義の評価がなされている場合には、— 教官個人に対する評価はのぞき — 民法関係の講義についての学生の評価や希望をお聞かせください。
- (11) 私法全体の教育のあり方についてお考えがあれば、お教えてください。とりわけ、民

法・商法・民事手続法などの科目の縦割り方式による教育について問題があるとお考えでしたら、是非ご意見をお聞かせください。

お忙しいなか、ご協力いただき、ありがとうございました。

---

[ 2 ] 商法の教育についてお尋ねします。

- (1) ①商法について講義をする際に、まず、商法全体について理解を与えるような講義（例えば、「商法概論」「企業法原論」など）を行っておられますか。②行っておられる場合には、その講義の名称・単位数・配当学年を下欄にお書きください。③その成果は、あがっていると評価されますか。
- (2) 貴学部の商法の科目（講義内容）・単位数・配当学年・必修の有無・受講者数を下にお書きください。  
＜例＞ 商法第1部（会社法）・4単位・3年次前期・私法コースのみ必修  
・200名
- (3) ①貴学部が上記のような科目構成をとられている教育上のねらいについて、お聞かせください。②そのねらいは、十分効果をあげていると考えられますか。③もし、教育効果が思うようにあがっていない場合には、どこに理由があるとお考えですか。
- (4) ①商法についての学生の理解を容易にするうえから、伝統的な講義方法のほかに、講義の仕方についての工夫があれば、お聞かせください。また、②教科書や教材については、どのようなものが理想的と思われるかについて、お聞かせください。
- (5) ①商法関係の講義の担当者は、何名ですか。専任教員だけですか、非常勤講師も担当していますか。その専任教員や非常勤講師のなかに、元（あるいは現）実務家もおられますか。②こうした実務家が担当される場合に、その実務家の種類（裁判官、弁護士など）と、実務家による講義の意義および問題点についてのお考えをお聞かせください。
- (6) 今後も、「商法」としては、上記の科目構成で良いと思われますか。もし、何らかの改革（講義科目の増加、科目編成の変更など）が必要とお考えの場合には、改革の方向と理由、および、実現の見通しと障害について、お聞かせください。
- (7) 21世紀社会への発展との関係で、商法およびその周辺領域で、新しい時代の要請に対応する先端的教育として考えるべき科目や教育方法があれば、お教えください。既に、そうした科目が採用されている場合には、その科目名・単位数・配当学年について、下にお書きください。

- (8) 大学院の授業科目を利用して、時代的要請にあった商法関係の講義を学部教育として行うようなことを考えておられますか。現在、既にこうした学部と大学院の共通科目が設けられている場合、または、計画が具体化している場合には、その科目名と単位数を下にお書きください。
- (9) ①商法関係の教育において、貴学部は、何か特色を出すことを考えておられますか。②学生に、実務との関係についての理解を深めさせることや、実体法と手続法の関連性を理解させることの必要などについても、お考えがあれば、お聞かせください。
- (10) 貴学部で学生による講義の評価がなされている場合には、— 教官個人に対する評価はのぞき — 商法関係の講義についての学生の評価や希望をお聞かせください。
- (11) 私法全体の教育のあり方についてお考えがあれば、お教えください。とりわけ、民法・商法・民事手続法などの科目の縦割り方式による教育について問題があるとお考えでしたら、是非ご意見をお聞かせください。

お忙しいなか、ご協力いただき、ありがとうございました。

---

[ 3 ] 民事手続法の教育についてお尋ねします。

- (1) ①民事手続法について講義をする際に、まず、民事手続法全体について理解を与えるような講義（例えば、「民事手続法概論」「裁判法」など）を行っておられますか。②行っておられる場合には、その講義の名称・単位数・配当学年を下欄にお書きください。③その成果は、あがっていると評価されますか。
- (2) 貴学部の民事手続法の科目（講義内容）・単位数・配当学年・必修の有無・受講者数を下にお書きください。  
<例> 民事訴訟法第1部（判決手続）・4単位・3年次前期・私法コースのみ必修  
・200名
- (3) ①貴学部が上記のような科目構成をとられている教育上のねらいについて、お聞かせください。②そのねらいは、十分効果をあげていると考えられますか。③もし、教育効果が思うようにあがっていない場合には、どこに理由があるとお考えですか。
- (4) ①民事手続法についての学生の理解を容易にするうえから、伝統的な講義方法のほかに、講義の仕方についての工夫があれば、お聞かせください。また、②教科書や教材については、どのようなものが理想的と思われるかについて、お聞かせください。
- (5) ①民事手続法関係の講義の担当者は、何名ですか。専任教員だけですか、非常勤講師も担当していますか。その専任教員や非常勤講師のなかに、元（あるいは現）実務

家もおられますか。②こうした実務家が担当される場合に、その実務家の種類（裁判官、弁護士など）と、実務家による講義の意義および問題点についてのお考えをお聞かせください。

- (6) 今後も、「民事手続法」としては、上記の科目構成で良いと思われますか。もし、何らかの改革（講義科目の増加、科目編成の変更など）が必要とお考えの場合には、改革の方向と理由、および、実現の見通しと障害について、お聞かせください。
- (7) 21世紀社会への発展との関係で、民事手続法およびその周辺領域で、新しい時代の要請に対応する先端的教育として考えるべき科目や教育方法があれば、お教えてください。既に、そうした科目が採用されている場合には、その科目名・単位数・配当学年について、下にお書きください。
- (8) 大学院の授業科目を利用して、時代的要請にあった民事手続法関係の講義を学部教育として行うようなことを考えておられますか。現在、既にこうした学部と大学院の共通科目が設けられている場合、または、計画が具体化している場合には、その科目名と単位数を下にお書きください。
- (9) ①民事手続法関係の教育において、貴学部は、何か特色を出すことを考えておられますか。②学生に、実務との関係についての理解を深めさせることや、実体法と手続法の関連性を理解させることの必要などについても、お考えがあれば、お聞かせください。
- (10) 貴学部で学生による講義の評価がなされている場合には、— 教官個人に対する評価はのぞき — 民事手続法関係の講義についての学生の評価や希望をお聞かせください。
- (11) 私法全体の教育のあり方についてお考えがあれば、お教えてください。とりわけ、民法・商法・民事手続法などの科目の縦割り方式による教育について問題があるとお考えでしたら、是非ご意見をお聞かせください。

お忙しいなか、ご協力いただき、ありがとうございました。

---

[4] 無体財産法の教育についてお尋ねします。

- (1) 貴学部の無体財産法関係の科目の名称・単位数・配当学年・必修の有無・受講者数を下にお書きください。  
<例> 無体財産法・2単位・3年次後期・選択・100名
- (2) ①貴学部が無体財産法関係の科目を設けられたのはいつからですか。②その後科

目の変更・増加があれば、お知らせください。

- (3) ①無体財産法関係の講義の仕方についての工夫があれば、お聞かせください。また、②教科書や教材については、どのようなものが理想的と思われるかについて、お聞かせください。
- (4) ①無体財産法関係の講義の担当者は、専任教員ですか、非常勤講師ですか。その専任教員や非常勤講師のなかに、元（あるいは現）実務家もおられますか。②こうした実務家が担当される場合に、その実務家の種類（裁判官、弁護士など）と、実務家による講義の意義および問題点についてのお考えをお聞かせください。
- (5) 21世紀社会への発展との関係で、無体財産法の教育のあり方について、お考えをお聞かせください。
- (6) 大学院の授業科目を利用して、時代的要請にあった無体財産法関係の講義を学部教育として行うようなことを考えておられますか。現在、既にこうした学部と大学院の共通科目が設けられている場合、または、計画が具体化している場合には、その科目名と単位数を下にお書きください。
- (7) 貴学部で学生による講義の評価がなされている場合には、— 教官個人に対する評価はのぞき — 無体財産法関係の講義についての学生の評価や希望をお聞かせください。
- (8) 私法全体の教育のあり方についてお考えがあれば、お教えください。とりわけ、実体法、手続法の科目の縦割り方式による教育について問題があるとお考えでしたら、是非ご意見をお聞かせください。

お忙しいなか、ご協力いただき、ありがとうございました。